# 第5章
# 全体構想

# 第１節　土地利用の方針

## １．基本方針

活力を創造する都市活動と田園・自然環境の調和を確保することを基本として、計画的な土地利用を推進します。

### （１）賑わいを創出し持続可能な都市を支える土地利用の推進

#### ① 安全・安心で利便・快適な暮らしを支える土地利用

少子高齢化の進展に伴う人口減少社会においても、安全・安心で利便・快適な暮らしができるよう、まちなか再生やコンパクトな市街地の形成などにより賑わいを創出し生活利便性を高めるとともに、防災機能など生活環境の向上につながる土地利用を推進します。

#### ② 地域経済と雇用を支え多様な交流を生む土地利用

都市の持続性を高めるため、広域交通の利便性を活かした、生産・加工・流通等の産業機能や観光機能の創出等、地域経済と雇用を支え多様な交流を生む土地利用を推進します。

#### ③ 田園環境・自然環境と調和した土地利用

みどり豊かな生活環境と郷土の個性が継承されるよう、農地の保全を図るとともに、農地と生活環境が調和した土地利用を推進します。

また、本市の生態系を支える自然環境の適正な管理に努めるとともに、土地の活用に際しては、自然環境と共生した土地利用の誘導に努めます。

### （２）都市計画の枠組に対応した土地利用規制

本庄都市計画区域（線引き）、児玉都市計画区域（非線引き）、都市計画区域外が並存する本市では、それぞれの特性に応じた土地利用規制を行っていきます。

また、今後も都市計画法の改正等の動向や埼玉県の都市計画区域再編の考え方を注視しながら、一体の都市として土地利用を規制誘導する都市計画区域の再編の可能性を引き続き検討します。

## 2．施策の方向性

### （1）都市的土地利用

#### ① 住宅地 ----------

低層低密度を基本に適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

- 地区計画が定められている区域では、地区計画を継承するとともに、居住者の高齢化等に伴い空き家・空き地が発生した場合に備えて、建て替えや住み替えを促進する土地・建物活用の環境を整え、住宅地としての持続性確保を進めます。
- 土地区画整理事業が完了した区域については、良好な居住環境が維持されるよう、地区計画や建築協定、緑化協定などの活用によって良好な居住環境の保全・形成を図ります。
- 土地区画整理事業が行われていない区域では、生活道路や公園等の整備、建築物の共同化等の促進により、市街地環境の改善を図ります。また、農地や低未利用土地がまとまって残存する区域では、基盤整備と地区計画による一体的・計画的な市街化を誘導します。
- 準工業地域に指定されている区域では、多様な用途の混在を抑制するとともに、工場の立地や移転の動向を踏まえて、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

#### ② 拠点市街地 ----------

拠点市街地では、３つの駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進め、多様な都市機能や居住の集積を誘導し、それぞれの地域特性を活かした利便性の高い快適な市街地の形成を図ります。

また、「本庄市立地適正化計画」において、拠点市街地を公共公益や医療、福祉、子育て、商業等の生活サービス施設を誘導・集積する都市機能誘導区域に設定し、生活サービス施設の誘導を図ります。

- 本庄駅周辺市街地では、回遊を楽しみ、健康的・活動的に暮らせる中心市街地として、交通利便性や生活利便性、中山道の宿場町の名残と味わいを活かして、ハードとソフトの施策を効果的に組み合わせながら、まちなか再生に向けた取組を展開します。
- 本庄早稲田駅周辺市街地では、環境共生・ユニバーサルデザイン・脱炭素型まちづくりなど、次代を見据えた魅力ある暮らし方を実現できる取組を進めます。
- 児玉駅周辺市街地では、児玉駅及びその周辺における日常生活を支える機能の充実など、ゆとりを感じられるコンパクトな市街地の実現に向けた取組を進めます。

③ シンボル軸育成エリア----------

本庄駅と本庄早稲田駅をつなぐ本庄駅南口前通り線・中央通り線沿道は、本庄早稲田駅周辺への居住や都市機能集積の進捗にあわせて、拠点相互の人の流れを活発化させるような魅力ある商業・業務機能の充実を図ります。

また、ゆとりある道路や公園といった公共空間を活かし、公民の連携による賑わいの創出や早稲田大学、企業と連携した先端技術の活用による利便性向上を推進します。

本庄地域の仲仙道線・本庄駅前通り線沿道や児玉地域の駅前通線・中央通線沿道は、寺社やレンガ造りの建物などの歴史を物語る建築物が多く立地し、祭りの舞台としても地元の人々から愛される通りであることから、昔ながらのまちの顔として、維持・再生を図ります。

④ 沿道サービス型商業地----------

市街化区域内の国道 17 号・462 号、南大通り線沿道については、地域の活性化や暮らしの利便性向上に資する商業機能の充実を図ります。

⑤ 工業地----------

工業を中心とした土地利用の維持とともに、産業をテーマとした企業・市民・来訪者の交流により地域活力を創造していけるよう、周辺環境との調和や環境保全に配慮しつつ、機能の充実を図ります。

## （２）田園地域の土地利用

① 農村集落地----------

田園地域のまとまりある集落地の風景を守り、生活利便性を確保するため、集落の基本的な区域を維持しつつ、生活基盤の整備やコミュニティの維持・活性化に必要な建築・開発行為を許容します。

また、菜園のある住宅や田園環境を楽しむゆとりある住宅、週末や短期滞在のための施設など、農村での暮らしや魅力ある時間を過ごす環境を充実させていくための建築・開発の誘導のあり方を検討します。

② 農地----------

生産者と消費者を守るため、優良農地の保全に努めるとともに、意欲的な農業経営に向けた農業基盤の整備や、農業や農産物を介した都市住民との交流を進めるための環境整備を進めます。

### （３）森林地域の土地利用

#### ① 山村集落地 ----------

森林環境と住宅や農地等が調和した集落地の生活利便性を確保するとともに、集落内の空き家の活用等を進め、都市住民が訪れ、豊かな自然に親しみ、交流できる環境の充実を図ります。

#### ② 森林地域 ----------

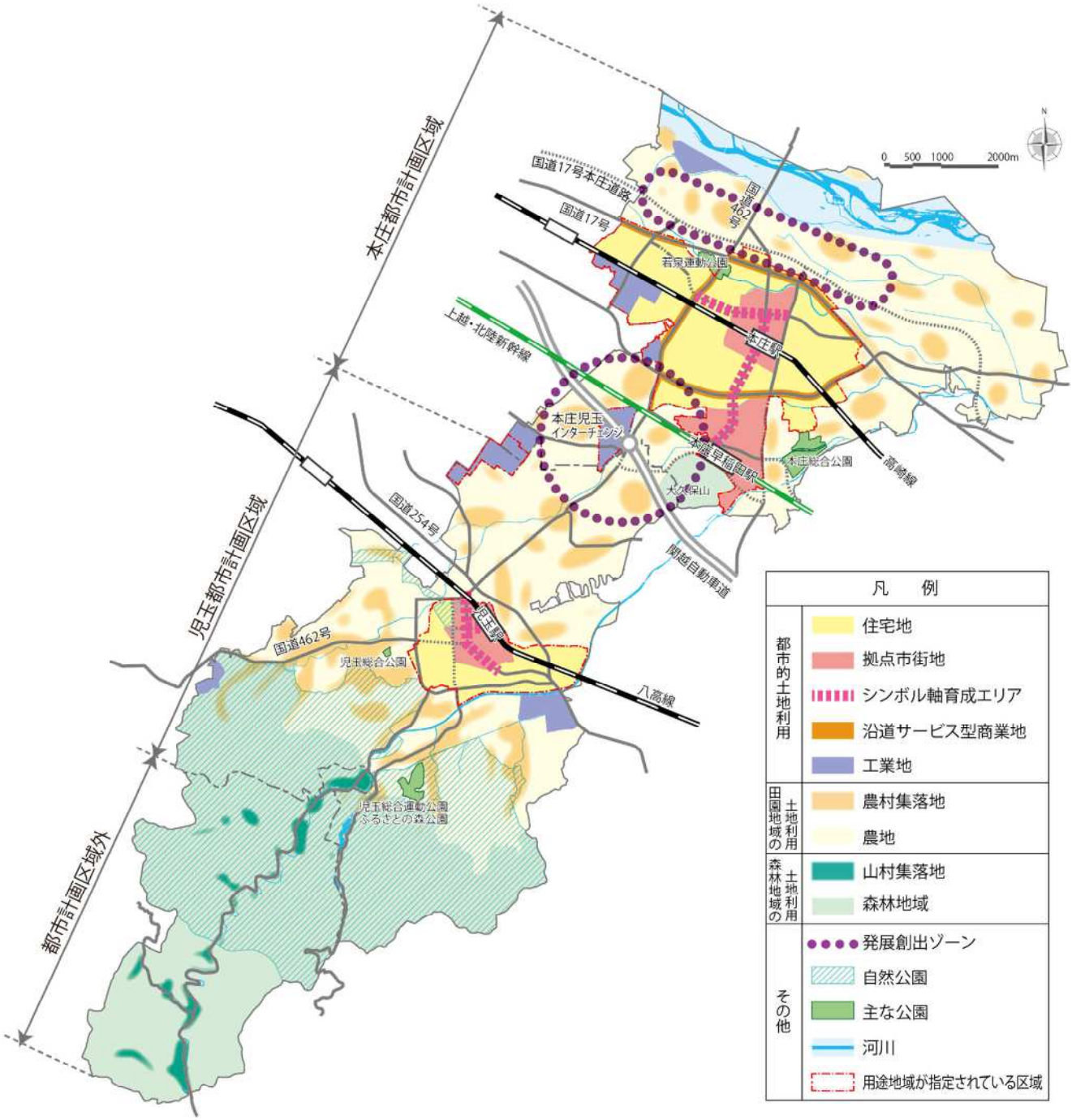
水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、木材生産など、森林の持つ多様な機能が発揮できるよう健全な森林資源の維持増進を図るとともに、様々な体験や交流活動ができる環境の充実を図ります。

### （４）発展創出ゾーン

本庄児玉インターチェンジ及び国道 17 号本庄道路周辺の区域を発展創出ゾーンとして位置づけ、広域道路ネットワークの交通利便性を活かし、地域活力の新たな創出を図るゾーンとします。

ゾーン内における産業等の立地ニーズが高い土地においては、優良農地の保全など農業施策との調整等を図りながら、生産・加工・流通等の産業機能や観光機能等の本市の将来を持続的に支える土地利用の誘導を進めます。

■土地利用の方針図


本庄都市計画区域
児玉都市計画区域
都市計画区域外
国道17号本庄道路
国道17号
国道462号
若泉運動公園
上越・北陸新幹線
本庄駅
本庄児玉インターチェンジ
本庄早稲田駅
本庄総合公園
高崎線
大久保山
国道254号
関越自動車道
児玉駅
国道462号
児玉総合公園
八高線
児玉総合運動公園
ふるさとの森公園
0 500 1000 2000m
N
凡　例
都市的土地利用
住宅地
拠点市街地
シンボル軸育成エリア
沿道サービス型商業地
工業地
田園地域の土地利用
農村集落地
農地
森林地域の土地利用
山村集落地
森林地域
その他
発展創出ゾーン
自然公園
主な公園
河川
用途地域が指定されている区域

# 第２節　交通体系整備の方針

## １．基本方針

自動車交通及び自転車交通に対応したネットワークの整備に加え、公共交通網の維持・確保と利便性の向上により、活発な都市・地域活動と暮らしを支える交通体系を確立します。

### （１）安全で円滑な道路ネットワークの確立

国道 17 号本庄道路の整備効果を最大限に活かせるよう、広域幹線道路・主要幹線道路・幹線道路・都市内幹線道路・生活道路で構成する安全で円滑な道路ネットワークを確立します。

今後、既存道路の老朽化が進み、維持管理に掛かるコストが年々増加していくことが予想されるため、新たに整備する路線については、その整備効果を検証し必要性の高い路線の整備を進めます。

また、長期未整備となっている都市計画道路については、社会経済情勢やまちづくりの進捗等も踏まえ、都市計画決定時から必要性が低下した路線等は積極的に見直しを進めます。

### （２）歩行者・自転車交通に対応した交通環境の整備

歩行者の安全性や快適性に配慮した歩行空間の整備等を進め、居心地の良いウォーカブルなまちづくりを推進します。

また、自転車利用による健康増進や観光、地域活性化等に果たす役割やニーズの拡大に対応し、自転車利用環境の充実を図ります。

### （３）公共交通ネットワークの効率化

高齢化の進展や自動車交通による環境負荷等に対応するとともに、拠点間の連携を強化するため、公共交通の利便性を高めます。

また、ＭａａＳや自動運転技術等の先端技術についても活用の可能性を研究します。

## 2．施策の方向性

### （1）道路ネットワークの整備

#### ① 自動車交通を支える道路ネットワーク----------

ⅰ　広域幹線道路

自動車専用道路（関越自動車道）を首都圏各地と本市をつなぐ広域幹線道路として位置づけ、産業立地や観光・交流の魅力を高める道路として最大限の活用を図ります。

ⅱ　主要幹線道路

本市の骨格を形成し、埼玉県内や高崎市・伊勢崎市を連絡する国道を主要幹線道路として位置づけ、円滑な交通処理や災害時の救急・救援活動を担う道路として、関係機関と連携を図りながら機能の維持・増強を促進します。

- 国道 17 号
- 国道 254 号
- 国道 462 号
- 国道 17 号本庄道路

ⅲ　幹線道路

主要な県道や都市計画道路等を幹線道路として位置づけ、地域の骨格を形成し市内の交通を円滑に処理する道路として、関係機関と連携を図りながら機能の維持・増強を促進します。

- 県道藤岡本庄線（南大通り線）
- 県道本庄妻沼線
- 県道花園本庄線（東西通り線、本庄深谷線）
- 県道本庄寄居線（十間通り線）
- 県道勅使河原本庄線・県道本庄停車場線（仲仙道線）
- 蛭子塚通り線
- 新駅南通り線
- 県道児玉新町線
- 県道児玉町蛭川普済寺線
- 県道秩父児玉線
- 県道長瀞児玉線
- 県道前橋長瀞線
- 県道児玉停車場線（駅前通線）
- 環状１号線
- 八幡山通線
- 役場前通線　　等

ⅳ　都市内幹線道路

幹線道路を補完し、市街地内の交通を円滑に処理する道路を都市内幹線道路として位置づけ、機能の維持・増強に努めます。

ⅴ　生活道路

ⅰからⅳ以外の主要な道路を地区内の生活交通を支える生活道路として位置づけ、狭あい道路の解消など安全性に配慮した維持・整備を図ります。

② 歩行者や居住者の安全に配慮したウォーカブルなまちづくり ----------

３つの駅周辺では、歩行者や居住者の安全に配慮し、新たな滞留や交流を生む道路空間の利活用を図るなど、居心地の良いウォーカブルなまちづくりを進めます。

## （２）自転車ネットワーク

① 河川等を活かした自転車ネットワークの形成 ----------

本市北部の平坦な地形や南部の起伏に富んだ地形を活かし、利根川・小山川をはじめとする主要な河川沿いや、河川・市街地・山間部を結ぶ主要な道路などを自転車ネットワークとして位置づけ、健康増進やスポーツ・レクリエーションのための自転車利用の環境を整えます。



利根川自転車道

また、作成したサイクリングルートマップを活用するとともに、サイクリストのニーズにマッチした情報発信の方法について検討します。

② 自転車利用環境等の整備 ----------

通勤・通学等で多くの自転車利用が想定される道路については、自転車と歩行者の衝突などの事故が起こらないよう、自転車通行空間の整備や自転車利用のマナー徹底など、共存のための改善のあり方を検討し、その実現に努めます。

また、新たに整備される幅員の広い道路においても、歩行者と自転車の通行帯の分離などにより、歩行者と自転車が共存できる道路空間の構成を計画段階から検討します。

## （3）公共交通ネットワークの維持・確保

### ① 鉄道輸送サービスの充実

鉄道の運行ダイヤの維持・改善や地域の活性化に資するイベント開催などを鉄道事業者に要請し、鉄道の利便性向上と地域経済の発展を図ります。

### ② バス交通の充実

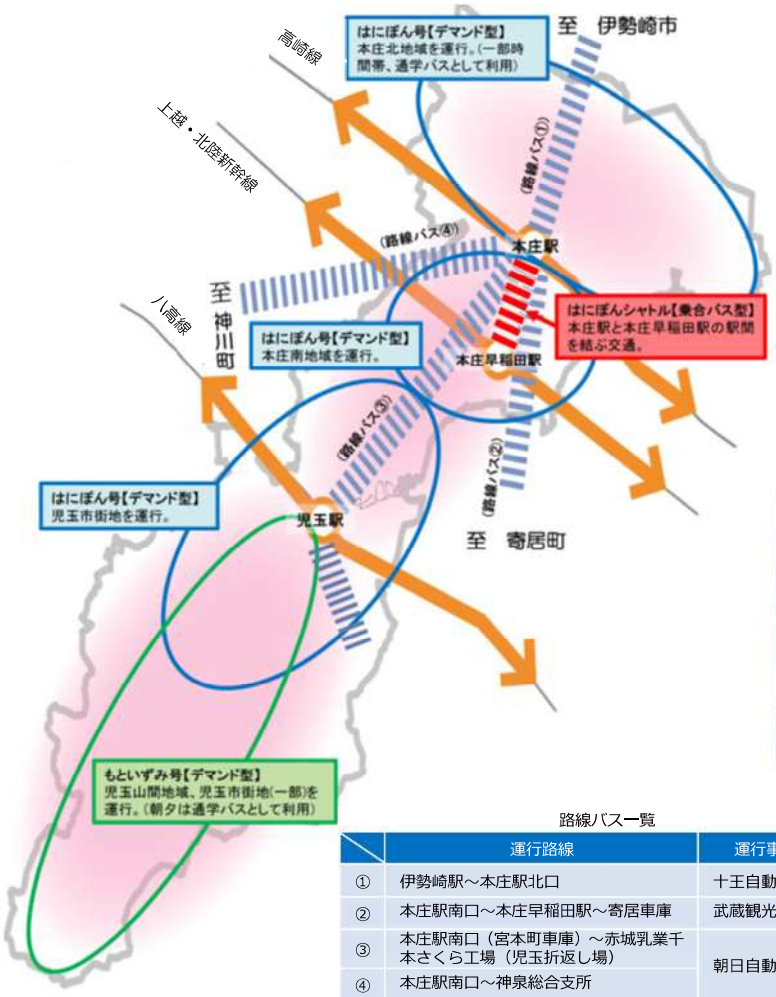
本庄駅と本庄早稲田駅を結ぶシャトルバス「はにぽんシャトル」と主要施設への移動など市内全域をカバーするデマンドバス「はにぽん号・もといずみ号」の運行を継続し、さらなる効率化や利活用を進めます。

また、鉄道駅などの市内の主要な拠点への移動や、隣接する自治体間の移動（伊勢崎市方面、神川町方面、美里町・寄居町方面）を担う民間路線バスの維持を図ります。

### ③ 交通結節機能の充実

３つの駅では、鉄道・バス・タクシー・自転車等の乗り継ぎを円滑化するため、駅前広場や自転車駐車場の維持・改善など交通結節機能の充実を図ります。

■市内公共交通の概要






デマンドバス

路線バス一覧

| | 運行路線 | 運行事業者 |
|---|---|---|
| ① | 伊勢崎駅～本庄駅北口 | 十王自動車（株） |
| ② | 本庄駅南口～本庄早稲田駅～寄居車庫 | 武蔵観光（株） |
| ③ | 本庄駅南口（宮本町車庫）～赤城乳業千本さくら工場（児玉折返し場） | 朝日自動車（株） |
| ④ | 本庄駅南口～神泉総合支所 | |

■交通体系整備の方針図


国道17号本庄道路
国道17号
国道462号
0 500 1000 2000m
N
上越・北陸新幹線
本庄駅
本庄駅南通り線
本庄駅前通り線
仲仙道線
県道本庄妻沼線
南大通り線
中央通り線
本庄児玉インターチェンジ
東西通り線
十間通り線
新駅南通り線
本庄早稲田駅
高崎線
本庄深谷線
関越自動車道
国道254号
県道児玉新町線
県道児玉町蛭川普済寺線
八幡山通線
役場前通線
児玉駅
駅前通線
中央通線
環状1号線
国道462号
八高線
県道児玉停車場線
県道神泉児玉線
県道神泉岡部線
凡　例
広域幹線道路
主要幹線道路
主要幹線道路（未整備）
幹線道路
幹線道路（未整備）
都市内幹線道路
都市内幹線道路（未整備）
自転車ネットワーク
鉄道・駅
河川
用途地域が指定されている区域
発展創出ゾーン

# 第３節　水とみどりの環境整備の方針

## １．基本方針

二酸化炭素の排出量を実質的にゼロにする脱炭素社会に向けたまちづくりに取り組むとともに、本庄らしい風土を感じられる健全で心地よい環境づくりを進めます。

### （１）環境共生都市の実現に向けた取組の推進

「本庄市環境宣言」及び「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」の考え方を基本とし、「本庄市エコタウン基本計画」の取組成果のさらなる展開や環境に配慮した先導的なまちづくりの推進、環境に対する意識を高める環境学習等を総合的に推進し、産・学・公・地域の協働による地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

### （２）森林や農地の保全とまちのみどりの保全・創出

森林は国土の保全や水源涵養、生物多様性の保全など様々な機能を有し、地球温暖化を防止するうえでも、温室効果ガスの吸収源として重要な役割を担っています。また、農地は農作物の供給や保水機能を有するとともに、良好な景観の形成にも寄与しています。このように森林や農地は社会にとって大切な機能を有していることから、市民や関係機関と連携を図りながら維持・保全を進めます。

加えて、人々の生活に潤いを与える公園・緑地等の身近なまちのみどりの保全・創出とこれらのネットワーク化を進めます。

### （３）水循環の健全性の確保

森林機能の保全による水源涵養、市街地における敷地内の緑化や雨水の浸透力の確保、生活排水の適正な処理など、水循環の健全性を確保します。

## ２．施策の方向性

### （１）環境共生のまちづくり

#### ① 先導的なエコタウンの育成

本庄早稲田の杜とその周辺地域において、豊かな自然環境と早稲田大学の「知」を最大限活用し、民間の技術や知恵を活かしながら再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などの技術・仕組みの研究を集中的に進める中核的エリアを育成し、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

### ② 環境に配慮したまちづくりの全市展開 ----------

#### ⅰ　環境施策の全市的展開

これまでの先導的な取組や「本庄市環境宣言」及び「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく取組の成果を活かしながら、市全域で環境施策を発展的に展開します。

- 経済的・効果的で持続性のある再生可能エネルギー導入の推進
- 交通体系の円滑化や公共交通サービスの維持・確保及び利便性の向上による自家用車利用からの緩やかな転換の推進
- ゼロカーボンシティの実現に寄与する車両導入等の検討
- 環境共生まちづくりに向けた環境推進施策、健康・安全・安心施策、食・農業施策の展開

#### ⅱ　循環型都市を目指す取組の展開

資源を大切にし、環境負荷の少ない循環型都市を目指した取組を展開します。

- ごみの減量化・資源化を着実に進める収集・リサイクル・再資源化の仕組みづくり
- 住宅敷地や道路における雨水浸透力の向上を図り、都市の保水機能を回復するとともに、雨水の循環利用のためのシステム活用を積極的に推進

## （２）健全な田園・森林地域の保全・管理

### ① 田園・森林地域の保全・管理 ----------

田園地域では、首都圏での高い農業生産力を活かして、本庄ブランドとしての品質の高い農産物の産地育成や効率的かつ安定的経営を担う営農集団の育成基盤となる優良農地の保全、用排水路の維持・整備、農地の利用集積及び規模拡大の促進を図ります。

森林地域においては、水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、木材生産などの諸機能を健全に維持・増進していくため、「森林環境譲与税」を活用し林業の振興や造林・間伐・保全等の森林整備を着実に実施します。

また、こうした取組の担い手を幅広く育成するため、サマーチャレンジや里山自然・文化体験ゼミなどの森林体験や川の環境展・水生生物調査などの学習活動、ボランティア活動、企業の社会貢献活動等の力を効果的に活かせる仕組みづくりを進めるとともに、山間部にある豊富な地域資源を活用し、山村集落地における交流の充実を図ります。

### ② 田園地域における滞在・交流環境の整備 ----------

食をテーマにした交流とともに、市民農園や遊休農地を活用した体験型農業など、田園地域で滞在・交流できる環境づくりを進めます。

## （3）身近な水とみどりの維持・創出

### ① 水とみどりの交流拠点の整備

子どもの遊び場や健康維持の場、魅力的な休息の場など、多様な市民ニーズに応える公園機能の充実を図るとともに、周辺の公共施設や民間施設との連携を推進し、身近な遊び場や休息の場となるみどりの空間の充足を図ります。また、大きな公園では、民間のノウハウを活用した魅力的な公園づくりと持続的な公園経営を目指します。

大久保山や早稲田リサーチパーク地区については、一体の拠点として、調整池や樹林地等を活かして、散策・クロスカントリー等が楽しめる環境を維持できるよう、早稲田大学と連携を図りながら管理を行います。

### ② 豊かなみどりの保全

元小山川沿いなどの段丘斜面林は、市民の暮らしを支える多面的な機能を持ち、市街地及びその周辺に連続する貴重なみどりの空間として、「ほんじょう緑の基金」の活用を含め、グリーンインフラとして将来にわたり保全します。

市民のふるさと景観としての意識が高く、貴重な自然が残る大久保山は、早稲田リサーチパーク地区での自然との調和や景観への配慮を促しながら、みどりを保全します。

まとまりある樹林地や地域の歴史・風土を守ってきた社寺林・屋敷林・高生垣などについては、保存制度の適用や保全支援、公民連携策の拡充などにより次世代に引き継ぎます。

### ③ まちなかのみどりの育成

まちなかの身近な公園（地区公園・近隣公園・街区公園）については、利用範囲を想定しながら適切に確保していきます。地域の特徴を活かしながら、子どもや高齢者、障害者など誰もが親しめる公園として維持・管理・改善を行うとともに、公園利活用策や公園愛護会制度などの市民活動への支援、市民参画制度の充実などにより市民と協働の管理活動を展開します。

都市計画道路や公共施設などにおいては、積極的に地域の樹木や花を活用し、地域の魅力づくりのモデルとなるよう緑化を図ります。また、公園については、芝生化による快適で魅力ある環境づくりを推進します。

民有地についても、緑地協定や地区計画の推進、屋上緑化等により緑化を促進します。

④ 水とみどりのネットワークの形成 ----------

レクリエーションの場となる様々なみどりのオープンスペースを活用し、みどり・健康・交流拠点をつなぐように、小山川河川敷のマラソンコース化等、各河川を軸とした水とみどりのネットワークを形成することで、健康増進のための散歩・ウォーキング・ジョギングやサイクリングなどができる環境の充実を図ります。

複数の河川の親水空間をつなぎ、まちなかから水とみどりのネットワークに気軽にアクセスできる主要な道路については、自転車利用の環境を整えます。

小山川、元小山川、女堀川、男堀川、備前渠川については、個々の河川の特徴や実情を考慮した整備保全計画に基づき、治水・利水・親水機能の充実を図ります。



利根川

## （４）生活排水処理施設の整備

① 公共下水道 ----------

市街化区域、用途地域が定められている区域など、将来、市街化が予測される区域においては、公共下水道事業による整備を進めます。

② 農業集落排水 ----------

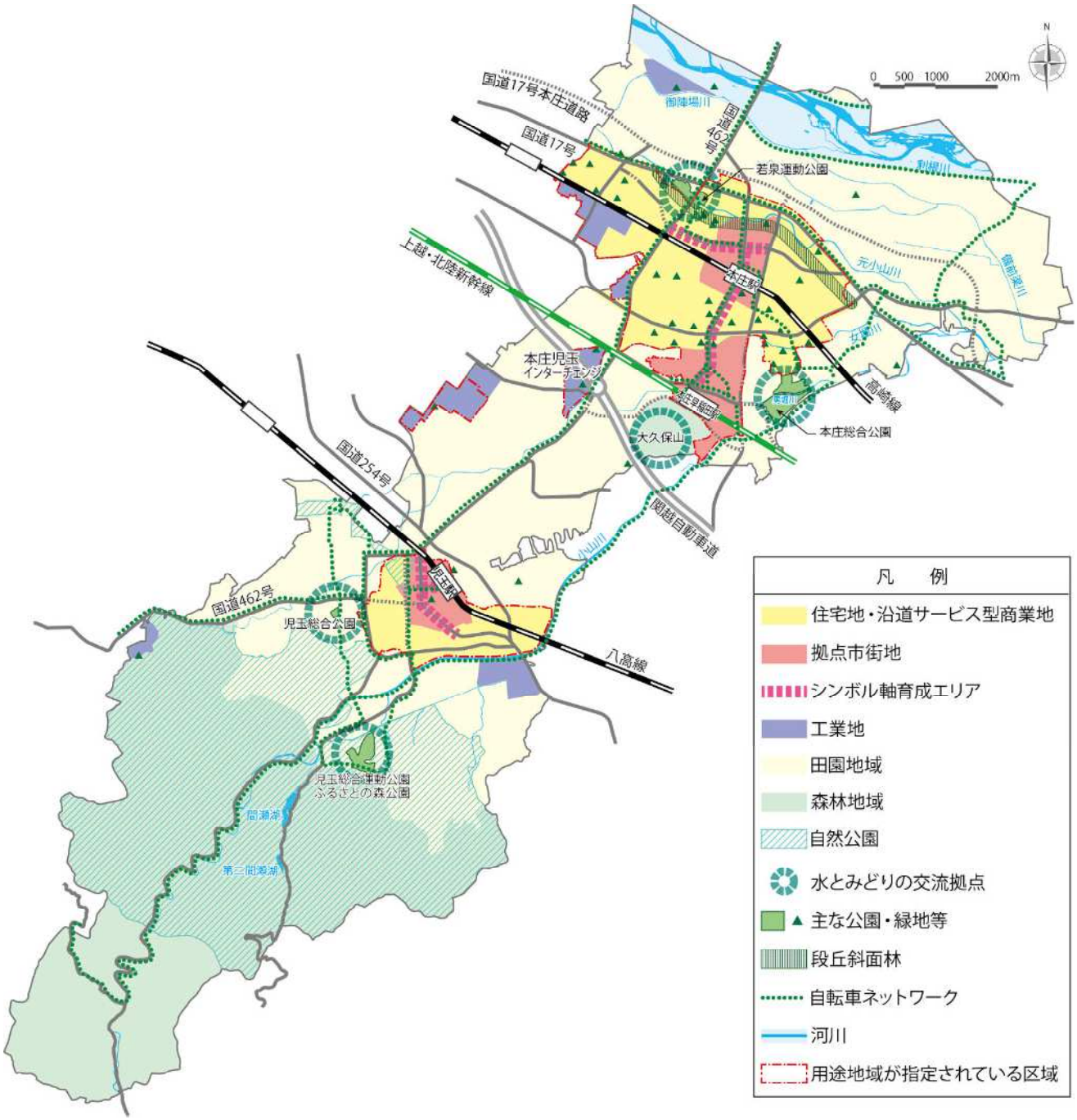
農業集落排水施設の老朽化に伴う修繕や更新コストを踏まえ、公共下水道や隣接処理地区への接続を検討し、農業集落排水整備区域の統廃合を計画的に行い、効率的な管理運営とコスト縮減を進めます。

③ 合併処理浄化槽 ----------

人家のまばらな区域や公共下水道・農業集落排水事業区域外で個別処理が有利と判断された区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。

また、公共下水道・農業集落排水に適した区域であっても、一定期間事業着手が見込まれない区域では、合併処理浄化槽の設置によって対応します。

■水とみどりの環境整備の方針図



# 第４節　安全なまちづくりの方針

## １．基本方針

災害や犯罪等から市民生活と都市を守り、安心して生活できる都市環境の整備を進めます。

### （１）防災まちづくりの推進

大規模地震や河川氾濫等の自然災害の発生に備えて、市街地や農村・山村集落地の防災性を高め、人的被害を最小限にとどめる取組について、「本庄市立地適正化計画」の防災指針と連携しながら進めるとともに、都市機能や産業機能の維持・早期回復、３つの駅周辺拠点間での相互連携・補完、円滑な避難・救急・救援活動のための防災拠点の整備、的確な気象情報の収集・提供など、防災まちづくりを進めます。

### （２）安心して生活できる環境の創出

市民が安心して生活できる環境を創出するため、地域住民による防犯活動の推進や防犯に配慮したまちなみの形成などを図り、犯罪の抑制につながるまちづくりを進めます。

## ２．施策の方向性

### （１）防災まちづくり

#### ① 防災拠点の整備 ----------

本庄総合公園や児玉総合公園等については、マンホールトイレシステムや耐震化した管渠等を備えた防災拠点としての施設整備を行います。

また、避難場所につながる地域の主要な道路については、沿道の耐震化・不燃化の促進や危険なブロック塀の改善などによって安全性を確保します。

#### ② 防災空間とネットワークの確保 ----------

ｉ　防災ネットワークの確立

火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯としての機能を有する幹線道路は、大規模災害発生時の避難や救急・救援活動を円滑に行うことを想定し、計画的な整備と維持管理を行います。

また、広域幹線道路や将来都市構造において広域連携軸・拠点連携軸に位置づけた主要幹線道路・幹線道路などによって防災ネットワークを確立し、防災性を向上させる沿道の耐震化・不燃化や道路の無電柱化を促進します。

### ii　防災空間の確保

災害時の避難場所や延焼遮断帯として有効な河川を含む市街地のオープンスペース（防災空間）は、生活道路や公園・緑地、広場等の整備や工場等の大規模施設周辺の緑地・農地・樹林地の保全など、柔軟かつ多様な手法を総合的に活用し、バランスよく確保します。

## ③ 建築物の耐震性・不燃性等の強化

災害時における被害の拡大を抑制するため、住宅や公共施設・商業施設など多くの人が利用する建物の耐震化・不燃化を促進します。特に、建物が集積する市街地において、火災の危険性を低減するため、建物の不燃化を促進する防火地域や準防火地域の指定を検討します。

地域産業を支える工業団地等においては、大規模地震災害や風水害等に備えた産業基盤の整備や耐震性の向上などを進めます。また、首都圏機能やインフラの寸断に備えて、災害時における市内立地企業の事業継続性の向上を促進します。

## ④ 防災組織の育成

災害時等に迅速な行動ができるよう、防災訓練や啓発活動などを通じて市民の危機管理意識の高揚を図るとともに、市全域にわたって自主防災組織の育成及び活動の支援やそれぞれの環境に応じた自助・共助の体制の確立を進めます。

## ⑤ 土砂災害への対応

土砂災害の危険性が高いと想定される集落においては、危険の周知・警戒、避難体制の整備を図るとともに、道路の寸断等による集落の孤立化も想定した避難対策を検討・実施します。また、国・県と協力して、危険な盛土等による災害の防止に努めます。

## ⑥ 河川の氾濫対策と住宅地の浸水対策

### i　氾濫対策の推進

国・県・流域自治体と連携し、河川改修等の氾濫対策を進めます。

- 流域における浸水被害の軽減を図るため、利根川水系河川整備計画及び埼玉県河川整備計画に基づく堤防整備等を国・県に要望します。
- 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、治水のためのハード対策をより一層加速するとともに、流域に関わる関係者が協働して水災害対策に取り組む「流域治水」に参画し、多様な主体と手を携えて対策の充実に取り組みます。
- 河川管理者が主体となり流域全体で進める「流域治水」と整合を図りながら、市内の準用河川の氾濫危険性を低減する河川改修を計画的に推進します。

ii　地域での防災体制の点検と訓練

洪水ハザードマップの周知を図り、地域・個人として災害時に的確に応急措置や避難等の行動がとれるよう、地域での防災体制の点検と訓練を促進します。

iii　住宅地の浸水対策

市街地の浸水防除のため、下水道施設である雨水管渠について、引き続き整備を進めるとともに、雨水貯留浸透対策の充実に努めます。加えて、豪雨時に大規模な浸水被害が予想される地区は、安全を考慮した土地の利用方法・建築のルール等を検討します。

また、浸水被害の軽減を図るため、本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップの内水浸水想定区域について、各年度の被害状況などの情報を収集します。

⑦ 災害復興を想定したまちづくり ----------

阪神・淡路大震災や東日本大震災等を教訓とし、甚大な自然災害が発生した場合に備えて、発生後の混乱の中でも迅速かつ的確に復興を目指せるよう、事前復興（復興まちづくり）の方針を検討します。

## （２）犯罪や交通事故等に対する安全なまちづくり

① 犯罪の防止 ----------

道路・公園等の都市施設の整備や一般の建築、駐車場の設置などの際には、計画段階から防犯への配慮を促すなど、犯罪の誘発要因を除去する環境づくりを進め、防犯性の向上を図ります。

また、市民の防犯意識の向上とともに、地域での自主的な防犯活動などのソフト面の対策も含め、総合的な防犯まちづくりを推進します。

② 安全な交通環境の整備 ----------

通学路や商店街等を中心に、交通安全施設の整備や交通規制等により、安全な交通環境の整備を進めます。

③ 空き家・空き地の適正な管理 ----------

空き家・空き地の現状を把握するとともに、所有者等の問題意識の醸成や不動産事業者等との連携、管理不全な物件への指導など、空き家等の適切な管理と活用を促進します。

また、今後、空き家等による様々な問題が拡大しないよう、住宅の耐震改修や建て替え、相続登記等を促進し、管理不全な空き家等の発生を抑制します。

■安全なまちづくりの方針図



# 第５節　潤いのあるまちづくりの方針

## １．基本方針

本庄らしさを感じ、まちへの愛着や誇りを育むまちなみ・景観の維持・形成を図ります。

### （１）まちなみや自然地形の魅力を感じられる景観の維持

市街地や幹線道路沿道、田園、河川、森林など、これまで形成されてきたまちなみや自然地形の魅力を感じられる景観を維持するため、埼玉県景観条例・景観計画や本庄市幹線道路景観指導要綱に基づき、建築物等の形態や意匠などを誘導します。

また、本庄市景観計画など独自の景観形成のルールを検討し、適用することにより、良好なまちなみの誘導を図ります。

### （２）歴史を感じさせる風情あるエリアのまちなみの整備

蔵やレンガ造りの建物が残る中山道沿いや児玉駅周辺市街地、養蚕農家住宅が残る高窓の里など、宿場町や養蚕業が盛んだったころの名残や歴史を感じさせる風情あるエリアについては、回遊して楽しいまちなみがまち全体に広がるよう、その保全や修景、周辺建築物等のデザインを工夫するなどの取組を市民との協働で進めます。

### （３）協働によるまちなみの維持・形成

地区計画が定められている区域では、引き続き良好な市街地環境の維持に努め、落ち着いたまちなみを守ります。

また、まちなみ形成のため、地域住民や事業者との連携強化や協働のための組織づくり等を進めます。

## ２．施策の方向性

### （１）都市景観

#### ① 住宅地 ----------

地区計画、緑地協定等の手法を活用し、建築物等の用途の制限や敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等のルールを定め、低層戸建て住宅中心の落ち着きあるまちなみを維持します。

② 拠点市街地----------

住宅地と同様に、建築物等の形態や意匠などの誘導を行います。比較的規模の大きい公共施設や商業施設については、まちなかのシンボルとして、ランニングコストにも留意しながら質の高い優れたデザインとなるよう誘導します。

また、拠点市街地内の資源や周辺の環境を活かしたまちなみの形成を進めます。

③ シンボル軸育成エリア----------

本庄駅と本庄早稲田駅をつなぐ本庄駅南口前通り線・中央通り線は、主要な移動空間としての快適性に加えて、沿道での買物・散策を楽しめる空間となるよう、道路空間と一体となった質の高い建築物や屋外広告物の形態・意匠・色彩等を誘導します。特に中央通り線では、歩行空間や休憩スペースなどゆとりある道路空間との一体性、賑わいの連続性を重視して、建築物等の形態や意匠などを誘導することで、本庄の新しい顔づくりを進めます。

また、本庄地域の仲仙道線・本庄駅前通り線沿道や児玉地域の駅前通線・中央通線沿道は、寺社や蔵、レンガ造りの建物などの歴史的要素を活かし、散策を楽しめる空間形成のあり方を検討します。



## （2）沿道景観

金鑽通り線、十間通り線、南大通り線、本庄駅南口前通り線沿道においては、埼玉県景観条例や本庄市幹線道路景観指導要綱及び地区計画等に基づき、地区の環境に調和した建築物等の色彩の誘導や敷地の緑化を進めます。

また、主要な幹線道路の無電柱化を推進し、良好なまちなみの形成を図ります。

## （3）田園景観

産業としての農業生産力の維持や優良農地の保全とともに、平坦な地形の中で集落・社寺林・屋敷林・高生垣が点在している本庄らしいのどかな集落地の景観保全のあり方を検討し、保全に努めます。

## （4）自然景観

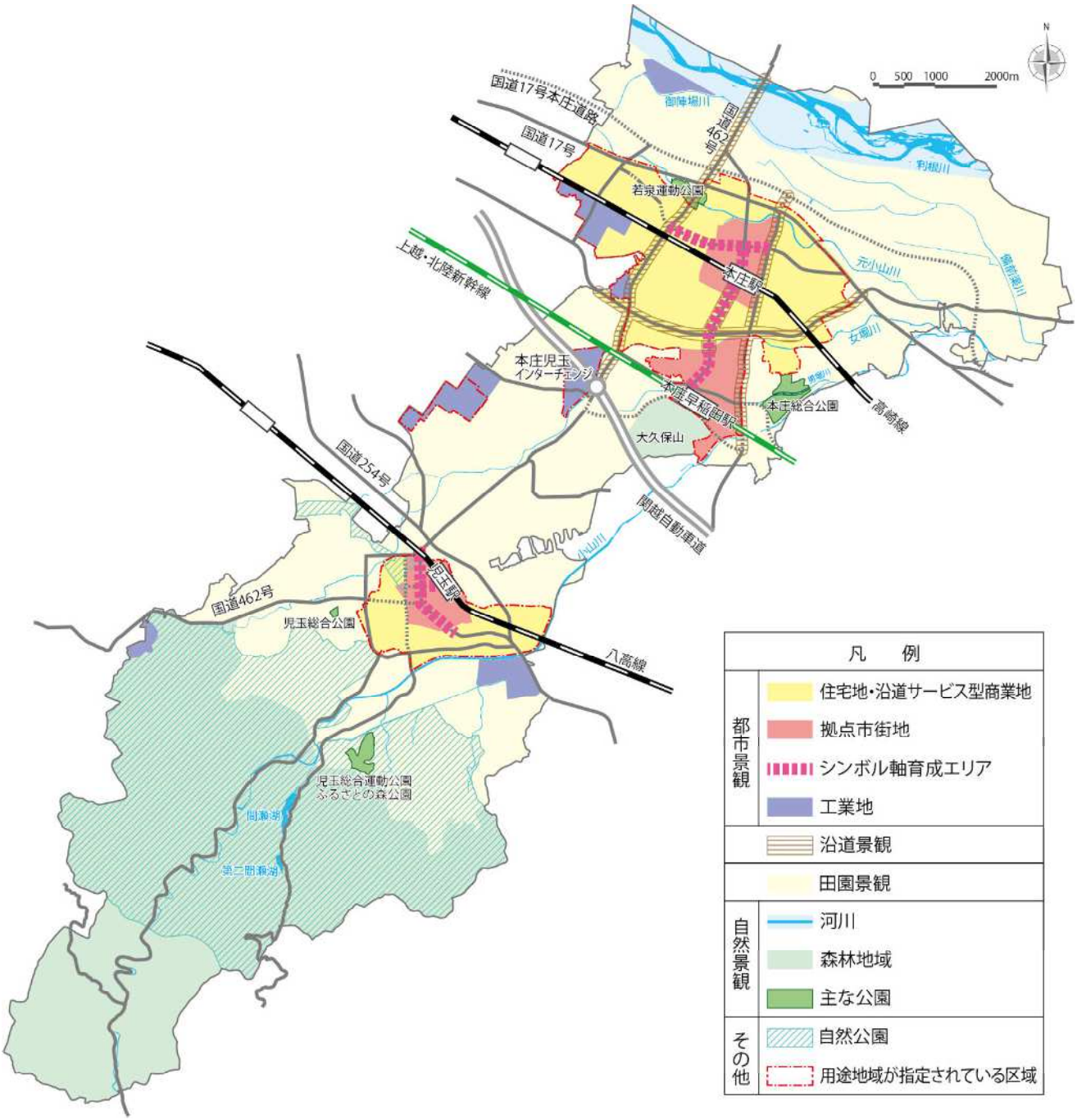
① 河川----------

市内を流れる河川空間の伸びやかな景観を守るため、沿岸の住宅地や工業地等の建築物・工作物の高さ、色彩等について、一定の配慮を促すことのできる市独自の景観誘導のあり方を検討します。

② 森林地域----------

自然公園における一定規模を超える建築物などの新築・改築・増築や木竹の伐採、宅地の造成などへの適切な対応により、自然景観を保護します。

■潤いのあるまちづくりの方針図



# 第６節　人にやさしいまちづくりの方針

## １．基本方針

子どもから高齢者まで、年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが使いやすい都市環境を整備します。

### （１）安全で使いやすい都市環境づくり

駅や歩道等の歩行環境のバリアフリー化や公共交通の利便性を向上する取組などを進め、安全で使いやすい都市環境を実現します。

### （２）快適な施設整備の促進

多くの住民が利用する施設の使いやすい環境整備や高齢化対応の住宅整備等、快適な施設の整備を進めます。

## ２．施策の方向性

### （１）都市環境のバリアフリー化

駅（駅舎・駅前広場等）や駅への主要なアクセス道路のほか、公共施設や福祉・医療施設、商業施設など日常生活を支える施設を相互につなぐ道路については、重要度・必要性の高い箇所から段差の解消や無電柱化などのバリアフリー化を進め、誰もが円滑に移動できる環境づくりを進めます。

また、全ての人が利用しやすい環境づくりのため、案内表示板等へのユニバーサルデザインの使用を推進します。

### （２）公共交通のバリアフリー化

自家用車での移動が困難な高齢者や障害者等、交通弱者の移動手段を確保するとともに、デマンド・シャトルバス車両をノンステップバスとするなど、誰もが利用しやすい公共交通のバリアフリー化を進めます。

### （３）誰もが使いやすい建築物の誘導等

公共施設や多くの市民が利用する大規模民間施設においては、改修や新築時にあわせて、出入り口・トイレ等のユニバーサルデザインの導入や誰もが使いやすい場所への設置を進めます。

### （４）高齢者や障害者に配慮した住宅整備

高齢者や障害者が自宅に安心して住み続けられるよう、市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者等にも使いやすい住宅改善を支援します。

# 第6章
# 地域別構想

# 第１節　地域区分

地域別構想の検討にあたり、本市の形成過程や都市計画区域及び区域区分の指定状況、鉄道や高速道路、幹線道路で形成される都市構造を踏まえて４地域に区分し、それぞれの地域づくりの方針を定めました。

地域の区分は、次のとおりです。

〔本庄北地域〕

本庄都市計画区域のうち、高崎線以北の地域です。中山道沿いの市街地や利根川沿いの田園地域が東西に広がっています。

〔本庄南地域〕

本庄都市計画区域のうち、高崎線以南の地域で、上越・北陸新幹線本庄早稲田駅や関越自動車道本庄児玉インターチェンジがあります。土地区画整理事業によって整備された市街地や本庄早稲田の杜、工業団地があり、その周辺には豊かな田園が広がっています。

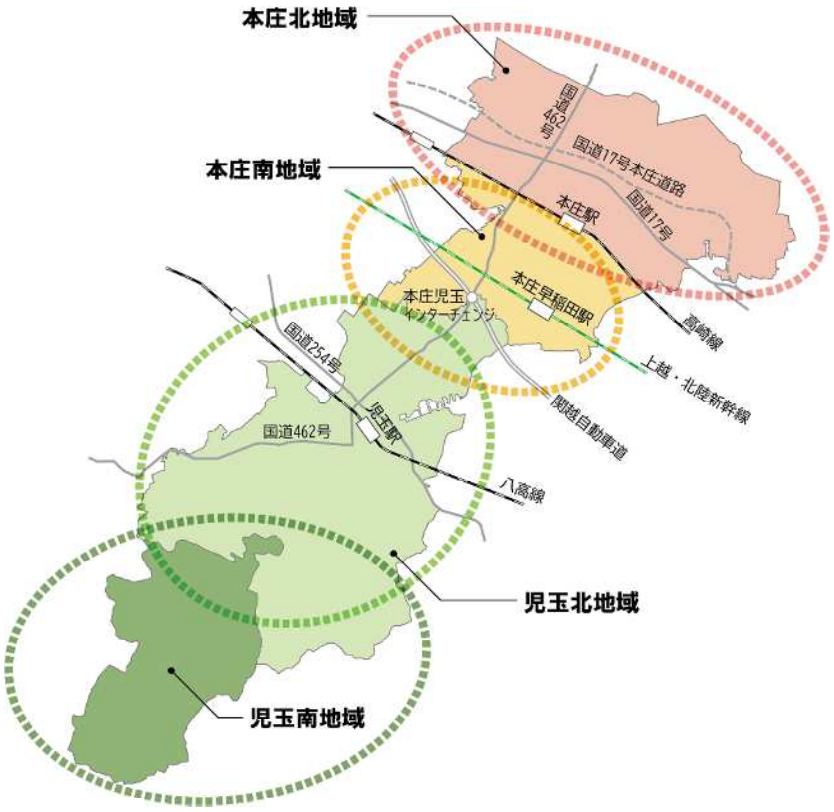
〔児玉北地域〕

児玉都市計画区域のうち、本庄市に属する区域で、児玉駅周辺の市街地を取り囲むように、豊かな田園が広がっています。

〔児玉南地域〕

陣見山付近の自然公園区域及び秩父地域に隣接する都市計画区域外の区域の一帯で、全体が森林地域となっています。

■地域区分図



# 第２節　地域別構想

## １．本庄北地域

### （１）地域の概況

#### ① 中山道最大の宿場町から発展した地域

本地域は、江戸時代、中山道の交通と利根川の水運により、中山道六十九次中最大の宿場町として発展した本庄宿を中心に形成されました。中山道周辺は、現在でも宿場町の名残を感じさせる町家や蔵のほか、レンガ造りの建物、七福神めぐりのポイントとなっている寺院等の歴史・文化的資源が多数点在しています。中山道を中心に行われる本庄祇園まつりや本庄まつりには、多くの観光客が訪れています。



江戸時代に中山道最大規模にまで発展した本庄宿



旧本庄商業銀行煉瓦倉庫

#### ② 求心力が低下する中心市街地の再生



中山道沿いの商業地

本庄駅北口の中心市街地は、接道条件などにより建物の機能更新が進みにくい状況にあり、中心地としての魅力の低下や人口減少・高齢化も進んでいます。こうした状況の中、令和４年に「本庄駅北口周辺整備基本計画」が策定され、まちなかを再生するための取組が動き始めており、地域協議会や団体等との公民連携による賑わいを創出する活動も進んでいます。

また、現在の本庄駅は、朝・夕に多くの通勤者や学生などが利用する鉄道・バス等の主要な交通結節点となっていますが、利便性や安全性が課題となっています。

#### ③ 肥沃な土壌に恵まれた利根川沿いの田園地域



利根川沿いの田園地域

利根川沿いには肥沃な土壌に恵まれた農地と集落が広がっており、首都圏近郊の条件を活かし、野菜を中心とした農業が営まれています。

また、国道 17 号の交通の円滑化、地域の活性化等を目指して、深谷市岡から高崎市新町をつなぐ延長 13.1km の国道 17 号本庄道路の整備が進められています。

④ 四季の変化を身近に感じられる水とみどりのネットワーク----------

利根川・備前渠川・御陣場川と並行して流れる元小山川沿いには、段丘斜面林が連なり、大規模公園や良好な住宅地が整備されています。桜の名所の若泉第二公園のほか、若泉運動公園や散策路など、市民が散歩やサイクリング、スポーツを楽しめる環境が充実しています。地形の高低差や伸びやかな河川空間から、上毛三山・浅間山などの眺望も楽しむことができます。


若泉第二公園

## （2）地域づくりの目標

① 地域の将来像----------

**「ひとやモノが集い、交流が新たな魅力を発信する**
**これからの本庄の可能性を引き出すまち」**

② 地域の基本目標----------

**●周辺都市との往来が便利で、若い世代の定住や高齢者の安心居住が進むまち**
**●まちなかの再生により、一年を通じて賑わいのある歩いて楽しいまち**
**●休日に散歩やジョギング、サイクリングしたくなるまち**
**●広域的な道路の交通利便性を活かした新たな産業の創出が進むまち**

## （3）地域づくりの方針

① 土地利用----------

- 国道 17 号本庄道路周辺の発展創出ゾーンにおける新たな産業・観光機能（道の駅等）の立地誘導
- 中心市街地における細街路整備や敷地形状の整序等による建物更新の誘導（空き家解消、本庄駅北口周辺地区の重点課題地区における課題解決）
- 日常の交通利便性を活かした子育てや教育、医療・福祉などのサービス機能の充実とこれらの機能と連携した居住の推進
- 子育て期や子どもの独立期、高齢期など、変化するライフステージやライフスタイルにあった住宅を選択し、地域内で安心して住み続けられる環境づくり
- 空き家や空き店舗、空き地を活用した生活利便機能の育成や賑わいの再生
- 主要幹線道路沿道における無秩序な市街地拡散の抑制と地域発展に資する機能の誘導
- 利根川沿いの田園地域における優良農地の保全
- まちなかにある公共空間の利活用等の促進

### ② 交通体系整備

- 国道 17 号本庄道路の整備促進
- 伊勢崎駅と本庄駅北口をつなぐ路線バス及びそれを補完する公共交通ネットワークの維持
- 本庄駅、元小山川、利根川及び田園地域をつなぐ散策、通勤・通学などの自転車ネットワークの整備
- 本庄駅北口周辺におけるウォーカブルなまちづくりの推進

### ③ 水とみどりの環境整備

- 利根川や備前渠川、御陣場川等の水辺環境の維持・充実
- 元小山川浄化活動推進委員会の活動支援等による元小山川の水質浄化
- 緑の管理協定に基づく樹林の剪定・除草等による段丘斜面林の保全

### ④ 安全なまちづくり

- 本庄駅周辺の老朽木造住宅や避難ルート沿いにある建物の不燃化・耐震化の促進
- 利根川及び中小河川の浸水対策と農村集落地における避難体制の強化
- 本庄駅周辺の浸水が想定される区域の排水対策
- 災害対応力の高い産業基盤の整備

### ⑤ 潤いのあるまちづくり

- 中山道沿いに点在する蔵や町家、寺院等の歴史的建造物や路地空間を活かした回遊の魅力づくりとまちなみ形成（店構え、店先空間、植栽等）
- 蔵や町家、空き家、空き店舗、空き地の再生・活用
- 比較的規模の大きい公共施設や商業施設における質の高いデザインの誘導
- 元小山川周辺のみどり豊かな環境を大切にしたまちなみ形成などの独自ルールの検討

### ⑥ 人にやさしいまちづくり

- 駅やその周辺、回遊ルートにおける人にやさしい空間の整備
- 中山道におけるバリアフリー化と無電柱化の推進
- 誰もが使いやすい公共交通のバリアフリー化の推進

## （4）地域づくりを先導する重点的な取組方針

### ① 本庄駅北口周辺整備

「本庄駅北口周辺整備基本計画」に基づき、「まちに暮らし、まちを活かし、まちが息づく」をコンセプトに駅前街区・道路の整備を進め、本庄駅北口周辺のまちなか再生を推進します。



本庄駅北口駅前

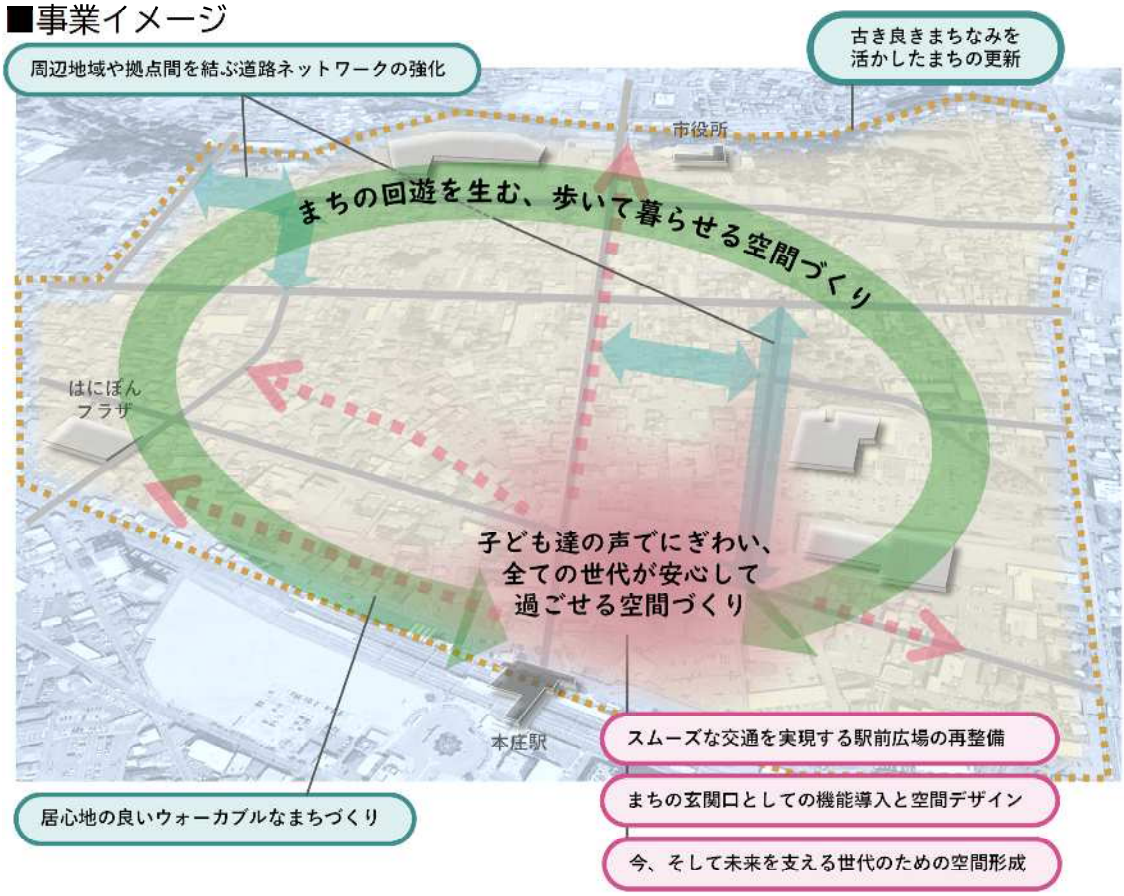
［整備内容］

駅前街区の整備：スムーズな交通を実現する駅前広場の再整備
まちの玄関口としての機能導入と空間デザイン
今、そして未来を支える世代のための空間形成

道路の整備：周辺地域や拠点間を結ぶ道路ネットワークの強化
居心地の良いウォーカブルなまちづくり
古き良きまちなみを活かしたまちの更新

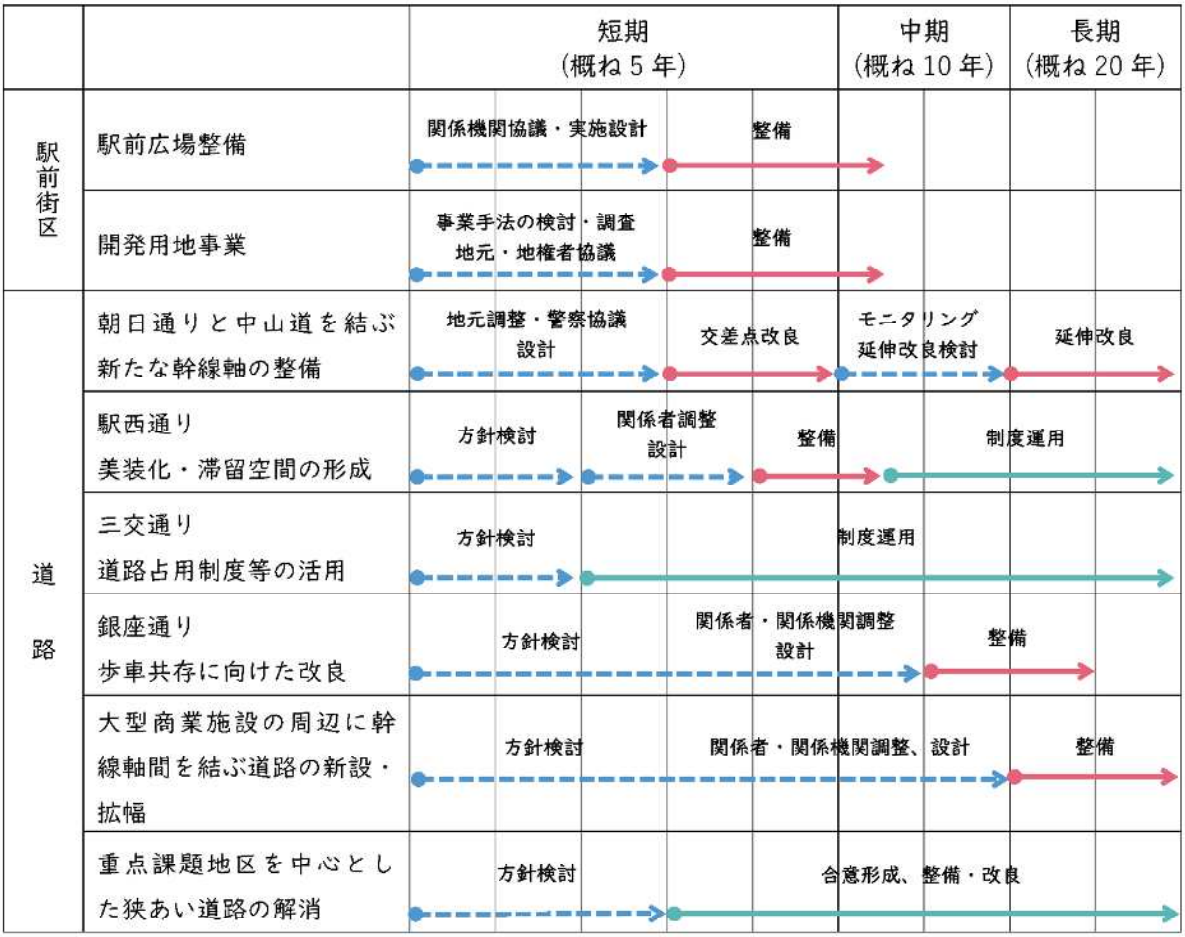
［事業イメージとスケジュール］

■事業イメージ




出典：本庄市「本庄駅北口周辺整備基本計画」

■整備スケジュール




出典：本庄市「本庄駅北口周辺整備基本計画」

② 国道 17 号本庄道路の整備促進と産業機能等の創出 ----------

国・県と連携し、国道 17 号本庄道路の事業中区間の整備を促進します。

また、国道 17 号本庄道路周辺において、広域交通の利便性を活かした生産・加工・流通等の産業機能や観光機能の創出を目指し、産業団地や道の駅等の計画の検討と関連機関との協議を進めます。

## ■本庄北地域整備方針図


本庄北地域の将来像
ひとやモノが集い、交流が新たな魅力を発信する
これからの本庄の可能性を引き出すまち
本庄北地域の基本目標
・周辺都市との往来が便利で、若い世代の定住や高齢者の安心居住が進むまち
・まちなかの再生により、一年を通じて賑わいのある歩いて楽しいまち
・休日に散歩やジョギング、サイクリングしたくなるまち
・広域的な道路の交通利便性を活かした新たな産業の創出が進むまち
本庄北地域
本庄南地域
児玉北地域
児玉南地域
国道17号本庄道路
国道17号
高崎線
蛭子塚通り線
御陣場川
国道462号
利根川
若泉運動公園
本庄駅前通り線
本庄駅北口周辺整備地区
本庄駅
十間通り線
南大通り線
仲仙道線
元小山川
女堀川
備前渠川
県道本庄妻沼線
金鑽神社
旧本庄警察署
はにぼんプラザ
N
0 100 500 1000 2000m
住宅地
拠点市街地
シンボル軸育成エリア
沿道サービス型商業地
工業地
農村集落地
農地
山村集落地
森林地域
自然公園
発展創出ゾーン
河川
用途地域が指定されている区域
広域幹線道路
主要幹線道路
主要幹線道路（未整備）
幹線道路
幹線道路（未整備）
都市内幹線道路
都市内幹線道路（未整備）
鉄道・駅
自転車ネットワーク
水とみどりの交流拠点
主な公園・緑地等
段丘斜面林
庁舎・文化施設等
学校
小 中 高
公民館
保健・福祉施設
運動施設
その他施設

## 2．本庄南地域

### （1）地域の概況

#### ① 豊かな自然・田園環境と市街地、産業が調和した地域

本地域は、関越自動車道本庄児玉インターチェンジの交通利便性を活かして、児玉工業団地や本庄いまい台産業団地等で電気・機械、先端技術産業分野の工場立地が進んでおり、本市の産業を支えています。大久保山などの緑地や優良農地が広がる田園などの環境に恵まれ、本庄駅・本庄早稲田駅周辺では土地区画整理事業等によって都市基盤が整った市街地が形成されています。



本庄児玉インターチェンジ周辺

#### ② 児玉郡市の新都心地域としてまちづくりが進む本庄早稲田の杜

上越・北陸新幹線本庄早稲田駅を中心とした区域では、先行して整備された本庄早稲田駅周辺地区とその周辺３地区（東富田・久下塚／新田原・本田／栗崎）とが一体となったまちづくりが進められています。

また、早稲田大学と本庄市の包括協定に基づく協働事業や、エネルギー利用、自然環境保全、体験・学習活動、スポーツなど、地域住民や企業等と様々な分野の活動・交流・情報発信が活発に行われています。

#### ③ 本庄駅南側に整備された市街地

本庄駅南口の周辺一帯は、土地区画整理事業（駅南／見福／女堀／朝日町）によって都市基盤整備が行われ、商業地や低層住宅地などが形成されています。高崎線の利便性や本庄早稲田駅への近接性など居住地として立地条件のよい市街地となっており、高層の集合住宅の建設などによって、人口が大きく増加している箇所も見られます。

また、四季の里地区や朝日町地区では、女堀川や本庄総合公園と一体の低層住宅地として地区計画が適用され、落ち着きのあるみどり豊かなまちなみが形成されています。



本庄駅南口駅前広場



朝日町地区



四季の里地区

④ 豊かな自然の中で、スポーツを楽しめる充実した水とみどりのネットワーク－

土地区画整理事業によって計画的に整備された街区公園のほか、本庄総合公園（市民球場やこども広場、体育館等）が整備されており、小山川・男堀川・大久保山等の自然を感じながら、様々なスポーツやサイクリング、イベントを楽しめる環境が整っています。


本庄総合公園（シルクドーム）


本庄早稲田の杜クロスカントリー
＆ハーフマラソン大会

## （2）地域づくりの目標

### ① 地域の将来像

**「活力ある産業と自然・ゆとりあるライフスタイルが調和し、本庄をリードしていくまち」**

### ② 地域の基本目標

**●豊かな自然に包まれ、多様な力が集まる首都圏北部の新しい“顔”**

**●ひとや技術の交流が進み、企業活動が優位に展開できるまち**



## （3）地域づくりの方針

### ① 土地利用

- 本庄児玉インターチェンジ周辺の発展創出ゾーンにおける新たな産業立地の誘導
- 次代を見据えた居住と学び・交流スタイルを創造する都市機能の導入（教育、健康、文化・芸術、交流等）とエリアマネジメント
- 既存産業（工業団地等の企業）と本庄早稲田の杜（学術・研究機能）との連携交流機能の強化
- 早稲田大学との連携による先端技術等を活用したまちづくりの推進
- 本庄駅南口と本庄早稲田駅をつなぐシンボル軸における商業機能の誘導
- 東富田・久下塚／新田原・本田／栗崎地区における地域の実情にあった土地利用や基盤整備等の検討・実現
- 本庄早稲田駅と本庄駅の双方の利便性と豊かな自然環境、学術・研究機能の立地等を活かした次代へとつながる居住環境づくり
- みどりや公共空間などの維持・管理やまちなみ形成のルールづくりによる質の高い住宅地としての価値の存続
- 道路や公園など、広くゆとりのある公共空間の利活用等の促進

② 交通体系整備 ----------

- 本庄駅南口と本庄早稲田駅をつなぐ公共交通軸と通勤・通学・買物などの利便性向上のための周辺の自転車ネットワークの整備
- 本庄児玉インターチェンジ・本庄早稲田駅を核とした幹線道路ネットワークの確立

③ 水とみどりの環境整備 ----------

- 自然環境・エネルギー・交通・住宅分野の環境共生の先導的なまちづくり
- 大久保山の自然環境の保全
- 大久保山や本庄総合公園、小山川・男堀川・女堀川等をつなぐ水とみどりのネットワークの整備

④ 安全なまちづくり ----------

- 本庄駅周辺の老朽木造住宅や避難ルート沿いにある建物の不燃化・耐震化の促進
- 災害対応力の高い産業基盤の整備
- 小山川の河川改修と本庄早稲田駅周辺の浸水が想定される区域の排水対策

⑤ 潤いのあるまちづくり ----------

- 本庄早稲田駅周辺地区における地区計画を基本とした、首都圏北部の新しい“顔”としての品格のあるまちなみ形成
- 四季の移り変わりや地形を活かした効果的な演出（上毛三山・浅間山などの眺望／大久保山一帯の里山／マリーゴールドの丘公園から見渡す風景／男堀川の景観等）
- 本庄駅南口と本庄早稲田駅をつなぐシンボル軸にふさわしい景観の誘導

⑥ 人にやさしいまちづくり ----------

- 駅やその周辺、回遊ルートにおける人にやさしい空間の整備
- 誰もが使いやすい公共交通のバリアフリー化の推進

## （4）地域づくりを先導する重点的な取組方針

### ① 本庄児玉インターチェンジ周辺の産業機能の創出

本庄児玉インターチェンジ周辺において、広域高速自動車交通の利便性を活かした生産・加工・流通等の産業機能の創出を目指して、計画の検討と関連機関との協議を進めます。

### ② 本庄総合公園の機能の充実

「本庄総合公園変更基本計画」に基づき、本市の「賑わいを呼び込むまちづくり」の一つのスポットとなるよう既存駐車場の改修や人工芝サッカー場等の整備を進めます。




出典：本庄市「本庄総合公園変更基本計画」

■本庄南地域整備方針図


本庄南地域の将来像
活力ある産業と自然・ゆとりあるライフスタイルが調和し、本庄をリードしていくまち
本庄南地域の基本目標
・豊かな自然に包まれ、多様な力が集まる首都圏北部の新しい“顔”
・ひとや技術の交流が進み、企業活動が優位に展開できるまち
本庄北地域
本庄南地域
児玉北地域
児玉南地域
国道17号
高崎線
関越自動車道
上越・北陸新幹線
本庄駅
本庄駅南口前通り線
南大通り線
東西通り線
中央通り線
十間通り線
女堀川
男堀川
本庄児玉インターチェンジ
新駅南通り線
本庄早稲田駅
大久保山
国道462号
本庄深谷線
小山川
本庄総合公園
本庄早稲田駅
本庄児玉インターチェンジ付近
マリーゴールドの丘公園
インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田
大久保山
保健センター
N
0 100 500 1000 2000m
住宅地
拠点市街地
シンボル軸育成エリア
沿道サービス型商業地
工業地
農村集落地
農地
山村集落地
森林地域
自然公園
発展創出ゾーン
河川
用途地域が指定されている区域
広域幹線道路
主要幹線道路
主要幹線道路（未整備）
幹線道路
幹線道路（未整備）
都市内幹線道路
都市内幹線道路（未整備）
鉄道・駅
自転車ネットワーク
水とみどりの交流拠点
主な公園・緑地等
段丘斜面林
庁舎・文化施設等
学校
小 中 高
公民館
保健・福祉施設
運動施設
その他施設

## 3．児玉北地域

### （1）地域の概況

#### ① 鎌倉から上州へ通じる武士団の最重要拠点、「絹の道」などの歴史と伝統が息づく地域

本地域は、平安時代後期から勢力をふるった「武蔵七党」の中でも最大規模を誇る武士団「児玉党」の発祥の地で、鎌倉と上州へ通じる児玉の地は、武士達の最重要拠点でした。戦国時代には山内上杉氏によって雉岡城が築城され、城下には家臣団を中心とする町家が形成されるなど、長い歴史を持っています。国学者・塙保己一の出生の地でもあり、国指定史跡の塙保己一旧宅や塙保己一記念館のほか、児玉三十三霊場の多くがこの地域に立地しています。江戸時代から近代にかけては、「絹の道」として栄えた地域で、革新的な養蚕飼育法を開発した競進社模範蚕室が現存しているなど、養蚕の盛んであった時代の名残もあります。また、こだま夏まつりやこだま秋まつりをはじめ、地域で継承されてきた伝統が今に伝えられています。


塙保己一記念館


競進社模範蚕室

#### ② ゆったりとした風景が広がる田園地域

本地域の北部や西部には、農業振興地域の農用地に指定されているまとまった優良農地が広がっており、ふるさとを感じさせる風景となっています。近年では、遊休農地も増えてきていますが、関越自動車道・本庄児玉インターチェンジに近接した交通利便性を活かした取組を実施するなど、農村交流が進められるポテンシャルも高いと考えられています。既存集落では、人口減少・高齢化が進んでおり、通院には本庄市内だけでなく、上里・藤岡方面の病院・医院等を利用する傾向もあります。用途地域が定められた児玉市街地の周辺や国・県道沿いなどでは、ロードサイド型の店舗の立地が進むなど、市街地の拡散傾向が見られます。


児玉駅周辺のまちなみ


地域の北部や西部に広がる優良農地

### ③ 桜の名所「こだま千本桜」と一体となった住宅地

小山川沿いに約５km にわたっておよそ 1,100 本の桜が咲き誇る「こだま千本桜」は、市民が誇る名所の一つで、サイクリングロードなどが整備された快適な環境となっています。その北側では、児玉南土地区画整理事業が完了しており、桜の名所や河川空間と一体となった良好な住宅地が形成されています。



こだま千本桜

### ④ 自然・歴史・文化と触れ合える充実した観光資源

本地域は、競進社模範蚕室や児玉町旧配水塔をはじめとする歴史的建造物や、八幡神社や百体観音堂等の歴史ある神社仏閣が点在し、旧児玉町の歴史を感じることができます。

また、間瀬川を堰き止めて造られた間瀬湖は、現在も用水として利用されているほか、新日本百景に指定されており、桜とヘラブナ釣りの名所として知られています。その他にも、不動滝や「あじさいの小路」の途中にある湧き水「ごっくん水」など、自然豊かな資源が数多くあります。



間瀬湖



ごっくん水



あじさいの小路

## （２）地域づくりの目標

### ① 地域の将来像

**「風光明媚な風景の中で、**
**農業を代表とする産業と人々の暮らしが紡がれていくまち」**

### ② 地域の基本目標

**●食や自然の豊かさと季節の移り変わりが実感できるまち**
**●産業の創出やその交流から活力が生まれる田園地域**
**●豊かな歴史・文化的資源と調和した利便性が高くコンパクトなまち**

## （3）地域づくりの方針

### ① 土地利用

- 彩の国本庄千本桜周辺地区産業団地への企業誘致と良好な産業環境の保全・形成
- 日常の交通利便性を活かした子育てや教育、医療・福祉などのサービス機能の充実などの施策と連携した居住の推進
- 子育て期や子どもの独立期、高齢期など、変化するライフステージやライフスタイルにあった住宅を選択し、地域内で安心して住み続けられる環境づくり
- 空き家や空き店舗、空き地を活用した生活利便機能の育成や賑わいの再生
- 市街地周辺及び主要幹線道路沿道（用途地域が定められていない都市計画区域）における土地利用の検討（優良農地の保全、無秩序な市街地拡散の抑制と地域発展に資する機能の誘導）
- 食・農業をテーマにした産業・交流基盤の整備
- 田園地域の集落地環境の維持
- まちなかにある公共空間の利活用等の促進
- 山村交流ゾーンにおける学習・体験・交流拠点の活用

### ② 交通体系整備

- 広域的な連携機能強化に資する国道 462 号・254 号バイパス整備の促進
- 本庄駅と児玉駅周辺をつなぐ路線バス及びそれを補完する公共交通ネットワークの維持・確保
- 農村・山村集落地と拠点市街地をつなぐ児玉駅周辺における交通結節機能の充実
- 児玉北地域を周遊する自転車ネットワークの整備

### ③ 水とみどりの環境整備

- 小山川・こだま千本桜を軸に、歴史・文化的資源と児玉駅や雉岡城跡等をつなぐ水とみどりのネットワークの形成
- 雉岡城跡の管理・保存・活用方針の策定と維持・管理の継続

### ④ 安全なまちづくり

- 児玉駅周辺の老朽木造住宅や避難ルート沿いにある建物の不燃化・耐震化の促進

### ⑤ 潤いのあるまちづくり

- こだま夏まつり・こだま秋まつりの主要な舞台として、また、周辺の歴史散策やハイキングのスタート地点としての味わいを感じさせるまちなみ形成の誘導
- 児玉駅周辺市街地の歴史・文化的資源と山間部の自然資源や地域資源をつなぐ回遊ルートやサインの整備
- 田園風景や森林・河川景観の保全

### ⑥ 人にやさしいまちづくり

- 駅やその周辺、回遊ルートにおける人にやさしい空間の整備
- 誰もが使いやすい公共交通のバリアフリー化の推進

## （４）地域づくりを先導する重点的な取組方針

### ① 児玉駅周辺の整備

児玉駅周辺の市街地において、無人化した児玉駅と競進社模範蚕室周辺の空き地の活用や道路の拡幅・歩道の整備など、既存ストックを活かしたまちなか再生を推進し、駅利用者の利便性向上や賑わいの創出、交通の安全性の向上等を図ります。



児玉郡酪農業協同組合跡地



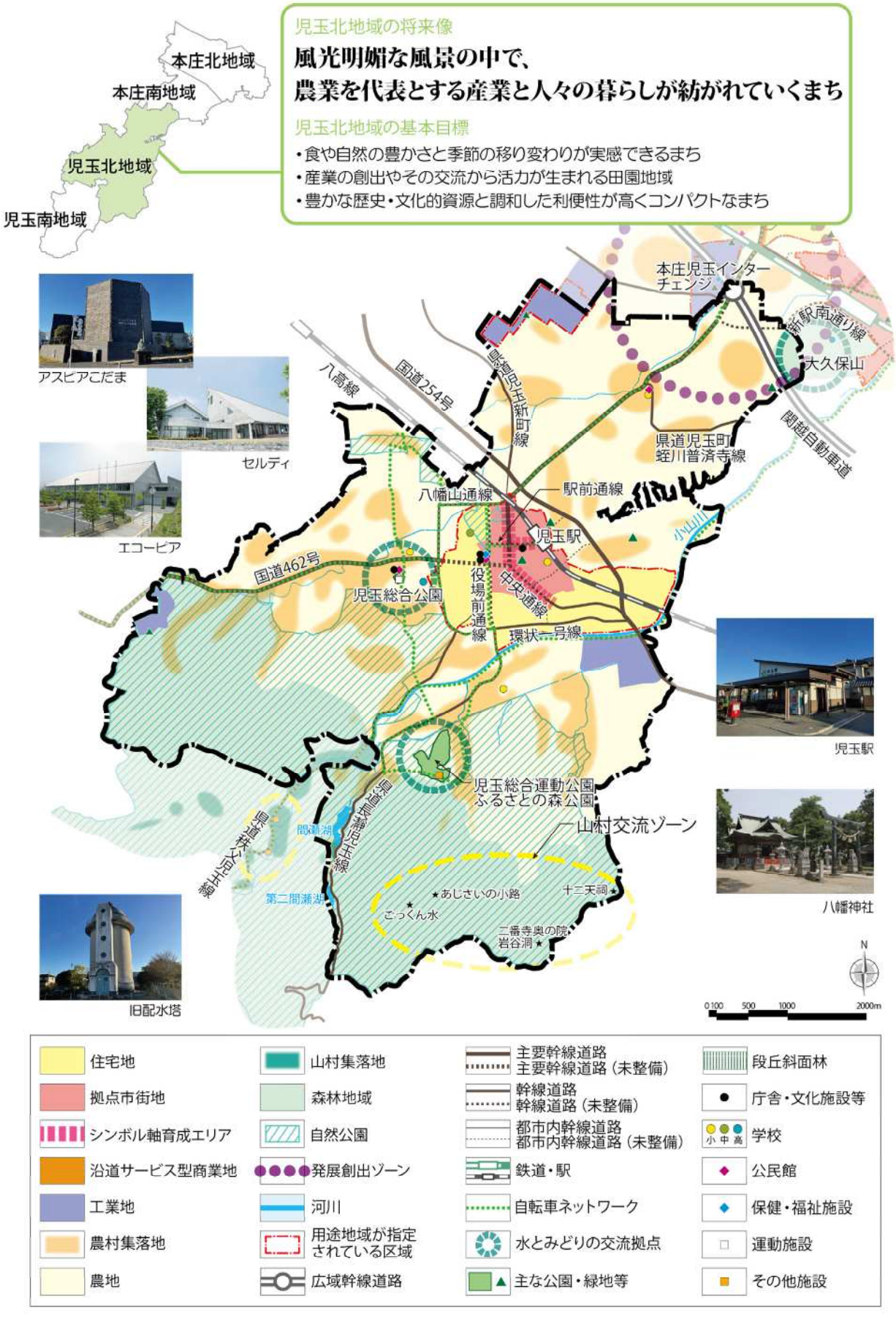
空から見た児玉駅周辺

### ② 本庄児玉インターチェンジ周辺等の産業機能の創出

本庄児玉インターチェンジ周辺において、広域高速自動車交通の利便性を活かした生産・加工・流通等の産業機能の創出を目指して、計画の検討と関連機関との協議を進めます。

また、彩の国本庄千本桜周辺地区産業団地への企業誘致にあたり、関係機関との協議を進めながら、良好な産業環境の保全・形成を図ります。

## ■児玉北地域整備方針図


本庄北地域
本庄南地域
児玉北地域
児玉南地域
児玉北地域の将来像
風光明媚な風景の中で、
農業を代表とする産業と人々の暮らしが紡がれていくまち
児玉北地域の基本目標
・食や自然の豊かさと季節の移り変わりが実感できるまち
・産業の創出やその交流から活力が生まれる田園地域
・豊かな歴史・文化的資源と調和した利便性が高くコンパクトなまち
アスピアこだま
セルディ
エコーピア
旧配水塔
児玉駅
八幡神社
本庄児玉インターチェンジ
駅南通り線
大久保山
関越自動車道
八高線
国道254号
県道児玉新町線
県道児玉町蛭川普済寺線
八幡山通線
駅前通線
児玉駅
小山川
国道462号
児玉総合公園
役場前通線
中央通線
環状一号線
児玉総合運動公園
ふるさとの森公園
山村交流ゾーン
間瀬湖
第二間瀬湖
あじさいの小路
十三天祠
ごっくん水
二番寺奥の院
岩谷洞
N
0 100 500 1000 2000m
住宅地
拠点市街地
シンボル軸育成エリア
沿道サービス型商業地
工業地
農村集落地
農地
山村集落地
森林地域
自然公園
発展創出ゾーン
河川
用途地域が指定されている区域
広域幹線道路
主要幹線道路
主要幹線道路（未整備）
幹線道路
幹線道路（未整備）
都市内幹線道路
都市内幹線道路（未整備）
鉄道・駅
自転車ネットワーク
水とみどりの交流拠点
主な公園・緑地等
段丘斜面林
庁舎・文化施設等
学校
小 中 高
公民館
保健・福祉施設
運動施設
その他施設

## ４．児玉南地域

### （１）地域の概況

#### ① 四季折々の豊かな自然に親しめる森林地域の観光・交流拠点

本地域は、ほとんどが森林地域で、山間を小山川が流れ、これに沿って走る県道秩父児玉線を利用して多くの人がドライブやサイクリングに訪れています。

また、県道沿いでは地元農家が中心となって運営している「ふれあいの里　いずみ亭」（手打ちそば・そば打ち体験の店）や、地域外との交流施設として「遊楽荘」が運営されているほか、ハイキングコースや古民家を活用した宿泊施設等もあり、四季折々の自然に親しむことのできる交流の拠点となっています。



遊楽荘



小山川

#### ② 高齢化が進む山村集落地

本地域は、他地域に比べて特に人口減少・高齢化が進んでおり、子ども世代の世帯分離などで、独居・夫婦のみの高齢世帯が増加し、通院には本庄市内だけでなく、上里・藤岡方面の病院・医院等を利用する傾向もあります。

また、本泉小学校の休校により、子育てや高齢者の暮らしを支えるコミュニティの低下が問題となっていることや、小山川とその支流沿いには、急傾斜地や土石流の危険性の高い箇所が多く点在しており、災害発生時には、県道の寸断による孤立化が懸念されます。



山村集落地



県道秩父児玉線

### （２）地域づくりの目標

#### ① 地域の将来像

**「暮らしに息づく貴重なみどりを守り活かす体験・交流のさと」**

#### ② 地域の基本目標

**●豊かな自然の中で安心して暮らせる山村集落地**

**●森林環境を活かした多様な体験・交流が生まれる地域**

## （3）地域づくりの方針

### ① 土地利用

- 豊かな森林をはじめとする自然環境の保全
- 山村交流ゾーンにおける学習・体験・交流拠点の活用
- 山村集落地での生活体験・滞在・交流のための空き家の活用
- 児玉北地域の地域資源と連携した新たな魅力の創造

### ② 交通体系整備

- 児玉駅周辺市街地と山村集落地をつなぐ公共交通の維持・確保
- 児玉南地域を周遊する自転車ネットワークの整備

### ③ 水とみどりの環境整備

- 森林を楽しむ周遊コースの維持・保全（ハイキングコースの美化清掃、定期的なパトロール等）

### ④ 安全なまちづくり

- 山村集落地の安全対策（急傾斜地の崩壊・土石流等への備え）
- 災害時の県道秩父児玉線の寸断（集落の孤立化）を想定した避難体制の確立及び避難場所の確保

### ⑤ 潤いのあるまちづくり

- 森林・河川景観の保全

### ⑥ 人にやさしいまちづくり

- 誰もが使いやすい公共交通のバリアフリー化の推進

## （4）地域づくりを先導する重点的な取組方針

### ① 自然と触れ合える環境や交流機会の充実

豊かな森林環境を活かした多様な体験・交流機会の充実を図り、体験型観光の拠点としての活動を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

■児玉南地域整備方針図


本庄北地域
本庄南地域
児玉北地域
児玉南地域
児玉南地域の将来像
暮らしに息づく貴重なみどりを
守り活かす体験・交流のさと
児玉南地域の基本目標
・豊かな自然の中で安心して暮らせる山村集落地
・森林環境を活かした多様な体験・交流が生まれる地域
間瀬湖
県道秩父児玉線
児玉総合運動公園
ふるさとの森公園
げんきの郷本泉
遊楽荘
ふれあいの里
いずみ亭
山村交流ゾーン
第二間瀬湖
県道秩父児玉線
県道前組児玉線
ふれあいの里　いずみ亭
本泉小学校校舎
N
0 100 500 1000 2000m
住宅地
拠点市街地
シンボル軸育成エリア
沿道サービス型商業地
工業地
農村集落地
農地
山村集落地
森林地域
自然公園
発展創出ゾーン
河川
用途地域が指定されている区域
広域幹線道路
主要幹線道路
主要幹線道路（未整備）
幹線道路
幹線道路（未整備）
都市内幹線道路
都市内幹線道路（未整備）
鉄道・駅
自転車ネットワーク
水とみどりの交流拠点
主な公園・緑地等
段丘斜面林
庁舎・文化施設等
学校
小 中 高
公民館
保健・福祉施設
運動施設
その他施設

# 第7章
# まちづくりの推進に向けて

# 第１節　連携と協働による取組の推進

## １．情報の共有化と人づくり

### （１）情報の公開体制の充実

市民にとってまちづくりが身近に感じられるよう、多様な方法による積極的な情報発信を推進します。

また、まちづくりに関する政策立案の過程を市民が知ることができるよう、広報活動を充実します。

### （２）まちづくりに取り組む人材の把握・育成と市民の意識づくり

様々な分野の専門知識を有する人や地域のリーダーとなってまちづくりを進めている人材の把握に加え、イベントやワークショップ等を通じリーダーとなる人材の発掘と育成に努めます。

また、若い世代の声や力をまちづくりに活かすことなどを目的に、まちづくりイベント等を開催することで、まちづくりへの市民参加について意識の向上を図ります。

## ２．連携体制の拡充

### （１）市民活動への支援

誰もがまちづくりに参加しやすくするために、市民の自主的活動に対する人材、場所、情報等の提供や財政的支援を行うなど、支援体制を拡充します。

### （２）参加形態・機会の多様化

身近な地域でのまちづくりのルールである地区計画や建築協定等、市民が主体となって作成する計画や制度を積極的に活用するとともに、計画段階において市民が参加できる機会の多様化を図ります。

また、公園等の身近な施設について、利用者等による施設管理の制度を拡充します。

### （３）公民連携の推進

限りある財政資源や多様化する市民ニーズに対応するため、公民連携による民間事業者等のノウハウを活かしたまちづくりへの参画や、市民サービスの提供を推進することで、まちの魅力向上や市民サービスの質の充実を図ります。

## ３．協働体制の強化

### （１）協働によるまちづくりの推進

市民等（市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者等）による主体的なまちづくり組織の設立を支援するとともに、早稲田大学との包括的な相互連携を強化するなど、これらの組織と協働してまちづくりを推進します。

### （２）行政における体制の強化

多様な市民ニーズに対応するため、柔軟な行政組織をつくります。

また、まちづくりに深い知識と熱意を持ち、広い視野から様々な取組や制度を立案・実行することや、市民活動を理解し積極的に支援していくことのできる職員を育成します。

# 第２節　都市計画マスタープランの推進

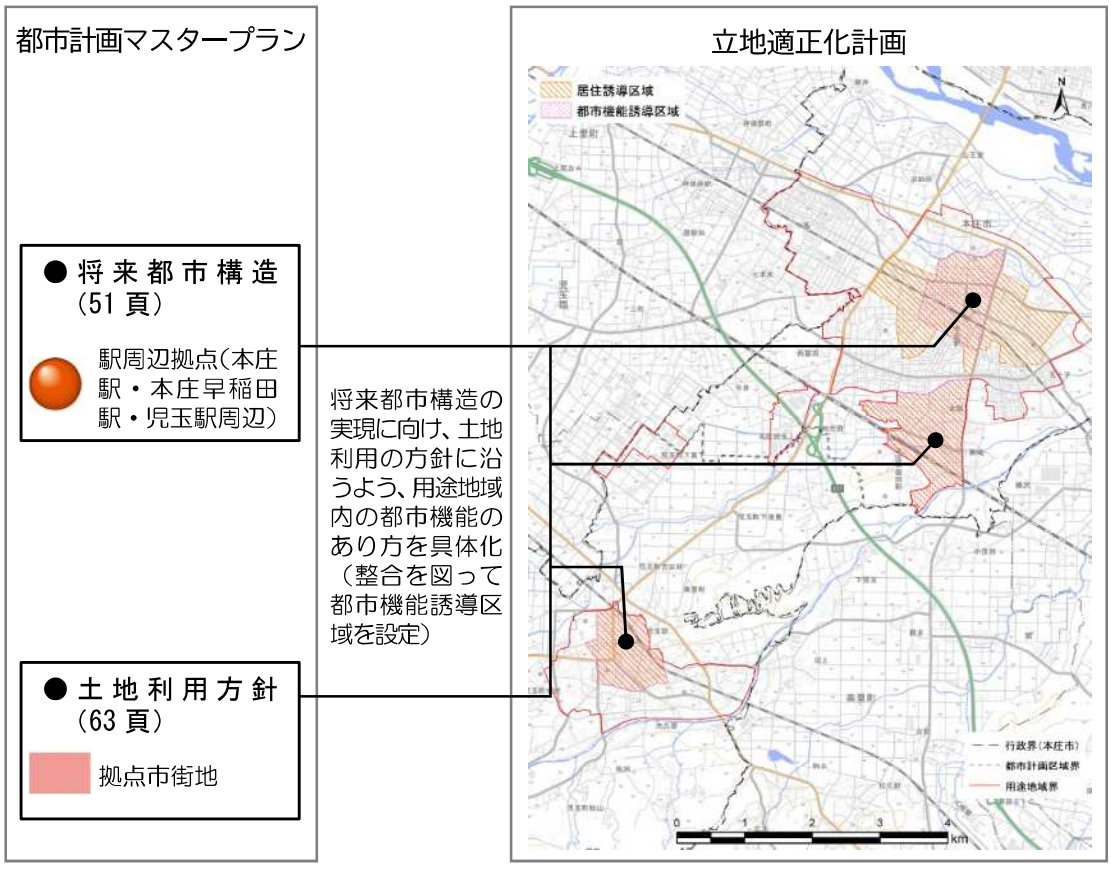
## １．都市計画マスタープランを実現するための取組

### （１）個別計画による具体化

都市計画マスタープランで示す内容は、まちづくりにおける基本方針であり、具体的な事業や整備内容を示すものではありません。そのため、本都市計画マスタープランを実現するためには、個別の実行計画と連携するとともに、必要に応じて新たな計画を作成するなど、市民の理解と協力を得ながら、計画に掲げる各種取組を展開し、まちづくりを推進することが重要です。

参考：都市計画マスタープランと立地適正化計画の関連性

都市計画マスタープランの高度化版として位置づけている立地適正化計画は、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標と整合を図った目標を掲げています。また、都市計画マスタープランの将来都市構造や土地利用の方針に沿って、都市機能誘導区域を設定しています。



### （２）独自ルールの制定

目標としているまちは、計画している道路や公園、下水道等の整備のみでは実現することはできません。良好な景観やみどり、居住環境等を保全・育成するための条例による市独自の取組や地区計画等、市民や地権者の参加を基本としたルールづくりを進めます。

### （３）効率的な事業実施

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の本市のあるべき姿を描いたものであり、その実現のためには効率的に事業を実施していく必要があります。そのため、長期的・段階的な視点や周辺市町との連携を考慮した効率的な整備プログラムを策定し、事業を進めます。

### （４）まちづくり制度や補助事業の活用

目標としているまちを実現するため、市民の参加と協力を得ながら都市計画の様々な制度や手法、国や県の補助事業を総合的に活用し、まちづくりを推進します。

### （５）情報通信技術（ＩＣＴ）の積極的な利活用

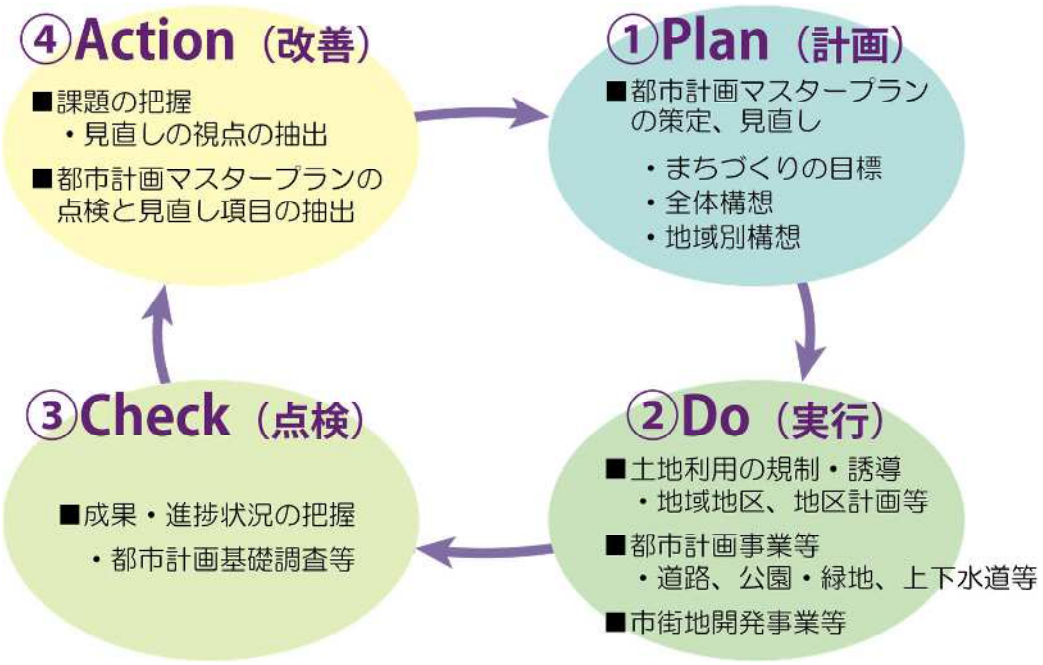
本格的な少子高齢社会における日常生活や地域活性化・産業振興など、あらゆる場面での課題解決や新しい魅力・価値創造のため、情報通信技術（ＩＣＴ）の利用環境の充実を図り、積極的な利活用を進めます。

## 2．都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し

### （1）ＰＤＣＡサイクルの導入

都市計画マスタープランは長期的な計画であるため、目標や方針の進行管理を的確に行うとともに、社会経済の情勢や本市に関連する広域的な都市整備の動向、本都市計画マスタープランの実現段階等を踏まえ、適切な見直しを行っていく必要があります。

そのため、計画（Ｐｌａｎ）を実行（Ｄｏ）に移し、その結果・成果を点検（Ｃｈｅｃｋ）のうえ、改善（Ａｃｔｉｏｎ）し、次の計画（Ｐｌａｎ）へつなげる進行管理を行います。



## （2）都市計画マスタープランの点検・評価と適切な見直し

都市計画マスタープランの達成状況や効果を計るため、全体構想の６つの部門と総合的な視点ごとに成果指標を設定し、目標値（令和 15 年（2033 年）3 月）を定めました。

### ■都市計画マスタープランの成果指標

| 部　　門 | | 成果指標 | 指標の値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 現状値 | 目標値 |
| 全体構想の６つの部門 | 土地利用 | 都市機能誘導区域における誘導施設の立地割合 | 74.0% | 91.7% |
| | | 居住誘導区域内に居住している人口の占める割合 | 26.9% | 30.9% |
| | 交通体系整備 | 都市計画道路整備の進捗率 | 65.0% | 69.0% |
| | | 路線バス・デマンドバス・シャトルバスの年間利用者数 | 728,312 人 | 813,000 人 |
| | 水とみどりの環境整備 | 市民一人当たりの都市公園面積 | 9.96 ㎡ | 10.00 ㎡ |
| | | 公共下水道の水洗化率※１ | 89.5% | 100.0% |
| | 安全なまちづくり | 延焼防止に役立つ施設（幅員 15ｍ以上かつ延長 500ｍ以上の規模の道路や鉄道、河川、公園緑地等）の延長 | 92.21 ㎞ | 93.74 ㎞ |
| | | 公共建築物の耐震化率 | 86.6% | 98.0% |
| | 潤いのあるまちづくり | まちなみの景観や眺望の美しさに対する満足度※２ | 0.32 | 0.68 |
| | 人にやさしいまちづくり | 公共交通車両（デマンドバス・シャトルバス）のバリアフリー化率 | 60.0% | 100.0% |
| | | 無電柱化整備済み路線延長（市管理路線） | 2.8 ㎞ | 3.0 ㎞ |
| 総　　合 | | 本庄市の住みよさ※２ | 75.2% | 84.7% |
| | | 居住継続意向※３ | 69.8% | 81.0% |

※１　公共下水道の水洗化率＝水洗化人口÷下水道整備区域人口×100

※２　都市計画マスタープラン策定時市民アンケートの数値。満足度は、市民アンケートの質問の選択肢ごとに 2 から-2 点を与えて回答数に乗じ、無回答を除く合計回答数で除した加重平均値。数値が高いほど、満足度が高いことを示す。

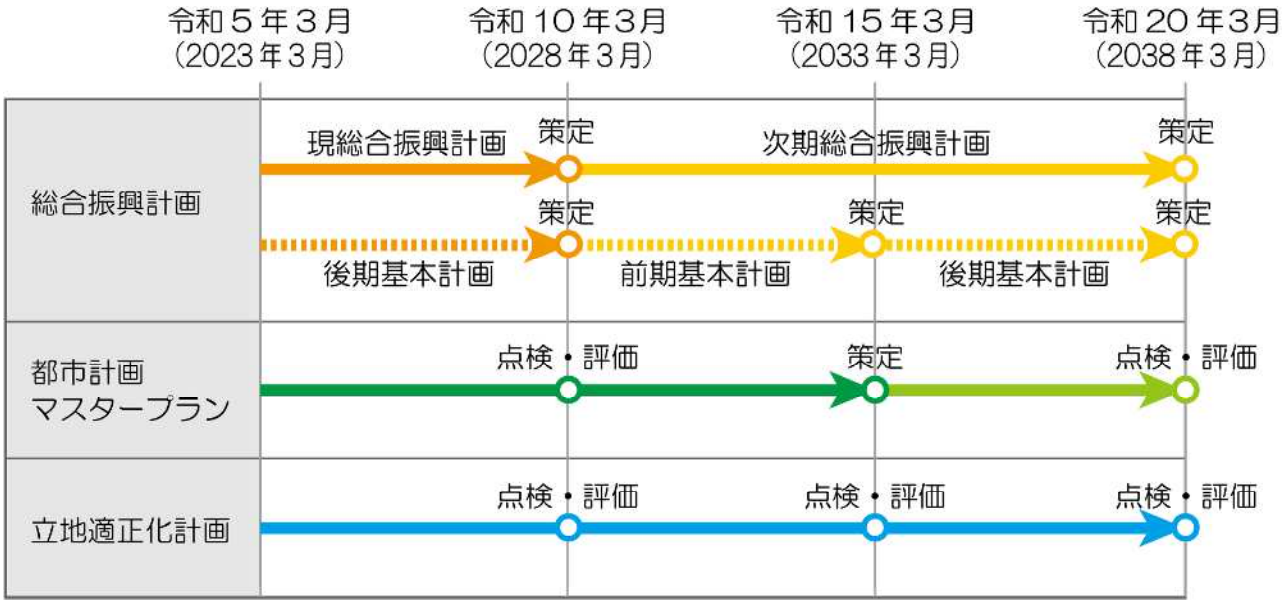
「満足」　←　２点
「やや満足」　←　１点
「どちらでもない」　←　０点
「やや不満」　←－１点
「不満」　←－２点

※３　総合振興計画策定時市民アンケートの数値。

都市計画マスタープランの点検・評価については、概ね５年ごとに実施するものとし、各種施策の進捗状況や成果指標の目標値の達成状況（成果）を確認したうえで、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。

また、この他、社会経済の情勢や本市に関連する広域的な都市整備の動向が大きく変化した場合、上位計画が改定された場合にも内容を点検し、必要に応じた見直しを随時行います。

■総合振興計画・都市計画マスタープラン・立地適正化計画の点検・評価スケジュール



# 参考資料

# 1．都市計画マスタープランの策定体制

## （1）策定体制

「本庄市都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、「本庄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定庁内検討委員会」を組織しました。また、「本庄市都市計画審議会」においてご意見を頂き、計画内容等に関する検討及び総合的な調整を行いました。

### ■本庄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定庁内検討委員会設置規程

**（設置）**

第１条　本庄市都市計画マスタープラン及び本庄市立地適正化計画（以下「計画」という。）を改定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

**（所掌事務）**

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）　計画の改定に係る準備、検討及び調整に関すること。

（２）　その他計画の改定に必要な事項に関すること。

**（組織）**

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

３　副委員長は、都市整備部次長の職にある者をもって充てる。

４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

**（委員長及び副委員長）**

第４条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

**（会議）**

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

**（庶務）**

第６条　委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

**（その他）**

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

**（施行期日）**

１　この訓令は、公示の日から施行する。

**（失効）**

２　この訓令は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則(令和４年３月31日訓令第12号)

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

| |
|---|
| 企画財政部企画課長　企画財政部広報課長　市民生活部危機管理課長　市民生活部支所総務課長　経済環境部環境推進課長　経済環境部商工観光課長　経済環境部農政課長　経済環境部産業開発室長　都市整備部道路管理課長　都市整備部道路整備課長　都市整備部都市計画課長　都市整備部市街地整備室長　教育委員会文化財保護課長 |

■本庄市都市計画審議会委員名簿

| 役職名 | 氏名 | 選任区分 | 区分 |
|---|---|---|---|
| 会　　長 | 尾崎　晴男 | 識見を有する者 | 第１項第１号委員 |
| 職務代理者 | 岩﨑　信裕 | 市内に住所を有する者 | 第２項第２号委員 |
| | 深田　栄一 | 識見を有する者 | 第１項第１号委員 |
| | 松本　昇司 | 識見を有する者 | 第１項第１号委員 |
| | 真下　敏明 | 識見を有する者 | 第１項第１号委員 |
| | 田端　講一 | 識見を有する者 | 第１項第１号委員 |
| | 谷田　裕之 | 市議会の議員 | 第１項第２号委員 |
| | 小賀野　健司 | 市議会の議員 | 第１項第２号委員 |
| | 山田　康博 | 市議会の議員 | 第１項第２号委員 |
| | 柿沼　綾子 | 市議会の議員 | 第１項第２号委員 |
| | 小林　猛 | 市議会の議員 | 第１項第２号委員 |
| | 阿部　俊彦 | 関係行政機関又は埼玉県の職員 | 第２項第１号委員 |
| | 木村　和正 | 関係行政機関又は埼玉県の職員 | 第２項第１号委員 |
| | 川﨑　玉美 | 市内に住所を有する者 | 第２項第２号委員 |
| | 久保田　克巳 | 市内に住所を有する者 | 第２項第２号委員 |

（敬称略）

## 2．都市計画マスタープランの検討・策定の経緯

■経緯

| 開　催　日　等 | 開　催　会　議　等 | 主な協議項目等 |
|---|---|---|
| 令和４年２月１６日 | 第１回<br>庁内検討委員会 | ・計画の位置づけと改定の進め方について<br>・意向調査について |
| 令和４年６月３０日 | 第２回<br>庁内検討委員会 | ・計画の位置づけと改定の進め方について<br>・都市の現況と課題について<br>・都市構造評価からみた本庄市のＳＷＯＴ分析について |
| 令和４年７月２６日 | 第１回<br>自治会役員座談会 | ・都市計画マスタープランの内容について<br>・本庄市の概況とまちづくりの課題について<br>・本庄市全体・各地域の現況や将来像について |
| 令和４年７月２９日 | 第１回<br>都市計画審議会 | ・計画の位置づけと改定の進め方について<br>・市民意向調査の概要について<br>・都市の現況と課題について<br>・都市構造評価からみた本庄市のＳＷＯＴ分析について |
| 令和４年１０月１２日 | 第３回<br>庁内検討委員会 | ・現行都市計画マスタープランの検証について<br>・戦略的施策（短期）の評価について<br>・全体構想（案）について |
| 令和４年１０月１３日 | 第２回<br>自治会役員座談会 | ・第１回座談会の討議結果について<br>・自治会活動とまちづくりについて |
| 令和４年１１月１８日<br>～１２月２日 | 第２回<br>都市計画審議会（書面会議） | ・都市計画マスタープラン（素案）について |
| 令和４年１２月２６日 | 第４回<br>庁内検討委員会 | ・都市計画マスタープラン（素案）について |
| 令和５年１月６日 | 第３回<br>都市計画審議会 | ・都市計画マスタープラン（素案）について |
| 令和５年１月１９日<br>～２月１７日 | パブリックコメント | ・都市計画マスタープラン（案）に対する意見の募集 |

■市民アンケートの実施状況

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| ①調査対象 | 満 16 歳以上の市民 |
| ②調査票の配布数 | 3,500 通 |
| ③抽出方法 | 無作為抽出 |
| ④調査時期 | 令和４年３月～５月 |
| ⑤調査票回収数 | 1,268 通（回収率 36.2%） |

■中学生アンケートの実施状況

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| ①調査対象 | 市立中学校に在籍する３年生全員 |
| ②調査票の配布数 | 580 通 |
| ③調査時期 | 令和４年４月～５月 |
| ④調査票回収数 | 499 通（回収率 86.0%） |

■事業所アンケートの実施状況

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| ①調査対象 | 市内で事業を行っている事業所 |
| ②調査票の配布数 | 200 社 |
| ③抽出方法 | 本庄商工会議所及び児玉商工会の各会員名簿より、無作為抽出 |
| ④調査時期 | 令和４年３月～５月 |
| ⑤調査票回収数 | 98 通（回収率 49.0%） |

■パブリックコメントの実施状況

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| ①実施時期 | 令和５年１月１９日から令和５年２月１７日まで |
| ②閲覧場所 | ・都市計画課<br>・支所総務課（アスピアこだま２階）<br>・市民活動推進課（はにぽんプラザ１階）<br>・図書館（本館・児玉分館）<br>・市ホームページ |
| ③意見提出方法 | 郵送、持参、電子メール、ファックス |
| ④意見提出者 | ０人 |

## 3．用語解説

### あ　行

**ＩｏＴ（アイオーティー）【Internet of Things】**
あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術。

**ＩＣＴ（アイシーティー）【Information and Communication Technology】**
情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

**アクセス**
その場所に接近すること。また、交通の便。道路の場合、入り口への連絡道路や取り付け道路のこと。アクセス道路は幹線道路や駅前広場、大規模な開発地等に連絡する道路。

**インフラ【Infrastructure】**
インフラストラクチャーの略称。道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。

**ウォーカブルなまちづくり**
多様な人々が集い、交流する、居心地よく歩きたくなるまちなかを創出する取組。

**エコタウン**
一般的には、経済産業省及び環境省によって 1997 年度に創設された環境・リサイクル産業育成と地域振興を結びつけ、環境調和型のまちづくりを目指す事業。本市においては、本庄市環境宣言に基づく市民・事業者・市が一体となった持続可能で環境に配慮したまちづくり。

**ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）【Sustainable Development Goals】**
2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するための持続可能な開発目標。

**ＮＰＯ（エヌピーオー）【Non Profit Organization】**
様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。

**延焼遮断帯**
道路や河川、鉄道、公園等、市街地の火災の延焼を防止する空間。

**オープンスペース**
常時自由又は立ち入り制限はあるが、空間的に開放的な地表面及びその付近に広がりを持つ場所。具体的には、公園・広場・河川など建物によって覆われていない土地の総称をいう。都市計画法の用語として「公共空地」という言い方がある。

## か　行----------

### 開発許可

都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分した目的を担保すること、都市計画区域内の開発行為について公共施設や排水設備などの必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保すること、この二つの役割を果たす目的で創設された制度のこと。

### 開発行為

都市計画法上の規定では、建物等の建築のために土地の区画や形質を変更することを指す。具体的には道路や水路の新設、改廃や土地の盛土、切土などを行うこと。

### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

### 環境共生（都市）

環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創設を図った都市環境を有する都市。国土交通省では、具体的な方向性として、水循環型都市、自然と共生するための緑の充実、省エネ・リサイクルなどを備えた都市を想定している。

### 幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路。

### 狭あい道路

法律上の定義はないが、一般的には幅員 4m 未満の道路を指す。

### 協働

同じ目的のために、協力して働くこと。ここでは、まちづくりを市民・事業者・行政等の多様な主体が協力して進めることを指す。

### 局地的大雨

道路冠水や家屋の浸水被害をもたらす予測が困難な局地的で短時間の強い雨のこと。

### 区域区分

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

### 国指定史跡

貝塚や集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち、歴史・学術上価値が高く、国によって指定されたもの。

**グリーンインフラ【Green Infrastructure】**

グリーン・インフラストラクチャーの略称。緑が有する多様な機能を活用し、持続可能な地域づくりを支える社会基盤のこと。

**建築協定**

地域住民の合意に基づき、地域の特性に応じて建築基準法の定める基準よりもより細かな基準を決めることのできる制度。

**公共下水道**

都市計画決定によって整備される都市施設の一つで、主に市街地の家庭雑排水や工場排水による河川・海の汚濁を抑制するための排水・浄化処理施設。市街地の人口分布状況などから計画区域が設定され、事業認可が下りた箇所（公共下水道認可区域）から事業が開始される。

**交通結節機能**

自由通路や駅前広場等が果たす機能で、鉄道やバス、自転車等の異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ機能。

**公民連携**

公共施設等の建設や維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の知識や技術、資金等を活用し、資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

**高齢社会**

人口構成に占める高齢者の割合の高い社会。国連の定義では 65 歳以上の高齢者の人口に占める割合が７％を超えた社会を高齢化社会といい、日本は 1970 年代から高齢化社会に入った。14％を超えると高齢社会、21％を超えると超高齢社会という。

**コミュニティ**

集落・都市など共通の生活様式を持つ社会集団。地域社会。

## さ　行----------

### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーのこと。一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、石油等に代わるクリーンなエネルギーとして期待されている。

### サイン

目印・表示・標識などをいうが、特に、不特定多数の利用者を対象にして公共機関が設置し、日常の社会生活のなかで主として行動の指標となる情報を伝えるものとして「公的サイン」がある。

### 産・学・公・地域

産業界（民間企業)、学校（教育・研究機関)、公共団体（国・地方自治体)、地域（地域住民・NPO）の四者。

### 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可されることとなっている。

### 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。市街化調整区域では、農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的な開発などを除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域は定めないこととされている。

### 自転車通行空間

自動車と自転車、歩行者を分離した自転車が走りやすい空間。

### シャトルバス

特定の目的地を利用する乗客を効率的に輸送するため、短い間隔で運行するバスのこと。本市では、はにぽんシャトルを運行している。

### 集約型都市構造

中心市街地及び鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造。

### 循環型都市

持続的発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会システム（循環型社会）を基本とする都市。

**親水**

水辺と人とが関わり合うこと。近年、水辺に求められる機能として、治水、利水等の各機能と並んで親水機能がある。水辺の持つレクリエーション機能や心理的満足機能、空間機能、防災機能などを併せた機能が考えられている。

**水源涵養**

森林の土壌が持つ降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、川の流量を安定させる機能。

**生活交通**

通勤、通学、通院、買物などの市民の日常生活に必要不可欠な交通。

**ゼロカーボンシティ**

2050 年までに CO2(二酸化炭素)排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

**線引き（都市計画区域）**

都市計画法に定める区域区分のことを指し、区域区分が行われている都市計画区域のことを線引き都市計画区域という。区域区分とは、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定める市街化区域と市街化調整区域との区分。

**相続登記**

不動産の所有者が死亡した場合に、その不動産の登記名義を被相続人（亡くなった方）から相続人へ変更をすること。相続登記の促進により、空き家所有者を把握し対策を講じやすくなる。

## た　行----------

### 段丘斜面林

河岸段丘の斜面の樹林地。本市においては、元小山川と段丘斜面林の一体景観をまちの景観を構成する線的な要素として位置づけている。

### 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態や公共施設の配置などからみて、区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、地区居住者の意向を反映して定める計画。

### 地区公園・近隣公園・街区公園

住民の生活行動圏域によって配置する比較的小規模な公園（住区基幹公園）の種類。それぞれの誘致距離と１か所当たりの面積の標準は、地区公園：1㎞・4ha、近隣公園：500m・2ha、街区公園：250m・0.25ha とされている。

### 調整池

住宅や工業団地など開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設であり、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの。

### 低未利用土地

建築物が建てられるなど、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地。

### デマンドバス

利用者の事前予約に基づき、経路やスケジュールを予約内容に合わせて運行するバス。本市では、はにぽん号・もといずみ号を運行している。

### 都市機能

都市における社会的・経済的・政治的活動の仕組み、働きのこと。都市機能は、商業、工業、金融、交通、政治、文化、教育、厚生等に分かれ、これらの中心にあることが都市の機能とされる。

### 都市機能増進施設

居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与するもの。立地適正化計画で設定する都市機能誘導区域において立地を誘導すべき施設として定める。

### 都市基盤施設

道路、鉄道、公園、上下水道、河川などの都市の骨格を形成する都市施設を指す。

**都市計画区域**

都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定することとされており、都道府県が指定する。

**都市計画決定**

都市計画を一定の法的手続により、計画内容の決定をすること。これにより法定都市計画として位置づけられ、事業化が図られる。一般的に都道府県が定めるものと、市町村が定めるものとに分かれる。

**都市計画道路**

都市施設のうち、都市計画によって定められた道路を指す。

**都市景観**

都市は、建物、道路、橋、水、緑など様々な要素から成り立っており、また、人々の活動の場となっている。都市景観とは、このような外部空間の見え方であるとともに、多くの人々が視覚的に共有する空間。

**都市公園・緑地**

都市計画区域内において設置する公園、緑地。

**都市施設**

都市施設には、道路・都市高速鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地などがある。

**土地区画整理事業**

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させるとともに、宅地を整形化して利用増進を図ることを目的とした事業。

## な　行

### 内水・外水氾濫

内水氾濫は、河川へ排水する下水路等の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できずに引き起こされる氾濫。外水氾濫は、河川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって河川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水。

### 農業集落排水

農業振興地域における農業用排水の水質保全や機能維持を図ることを目的として、同地域内の農業集落地で実施する汚水処理事業のこと。

### 農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域で、都道府県知事が指定した区域。「農振地域」と略称される。

## は　行

### ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

### バリアフリー

バリアとは障壁であり、障害者等の存在や行動を差別したり、妨害するものを意味する。バリアフリーとは、都市環境・建築物等の物理的なバリア、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的なバリア、そして社会的な制度におけるバリア等を全て取り除くという考え方。

### 非線引き（都市計画区域）

区域区分が行われていない都市計画区域。

### ビッグデータ

人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。近年は、これらのビッグデータを収集、蓄積、分析することで、さまざまな成果を生み出している。

### 防火地域・準防火地域

都市計画で定めることのできる地域地区の一つで、商業施設が集積する地区等において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定する。

## ま　行

### ＭａａＳ（マース）【Mobility as a Service】

複数の交通手段を利用する際の移動ルートを最適化し、予約・運賃の支払いを一括で行えるサービス。

### マンホールトイレシステム

災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け使用するトイレ等、災害時のトイレを確保するシステム。

### 道の駅

安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供や地域の賑わい創出を目的とした施設。24 時間無料で利用できる駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報・観光情報・緊急医療情報などの「情報提供機能」、文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設で地域と交流を図る「地域連携機能」を備える。

### 無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

## や　行

### 優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地。

### ユニバーサルデザイン

空間や道具等をデザインするにあたって、障害者や高齢者のための特別なデザインを考えるのではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすいデザインを考案すること。

### 用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。

## ら　行----------

### ライフステージ

人の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階。

### 流域下水道

河川流域内の２市町村以上にわたる区域から発生する下水を行政界にとらわれず効率的に集め、公共用水域に安全に処理して放流する施設。

### 緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

本庄市都市計画マスタープラン

令和５年３月

発行／埼玉県本庄市
編集／都市整備部　都市計画課
〒３６７－８５０１　本庄市本庄３丁目５番３号
TEL　（０４９５）２５－１１１１
FAX　（０４９５）２４－０２４２
URL　：https://www.city.honjo.lg.jp/
E-mail：tosikei@city.honjo.lg.jp



# 本庄市
# 都市計画マスタープラン
# 2023

令和5年（2023年）3月